

## 令和5年第2回砂川市議会定例会

令和5年6月19日（月曜日）第1号

### ○議事日程

- 開会宣告
- 開議宣告
- 日程第 1 会議録署名議員指名  
議事日程報告  
議長諸般報告  
表彰伝達
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 主要行政報告
- 日程第 4 教育行政報告
- 日程第 5 市政執行方針
- 日程第 6 教育行政執行方針
- 日程第 7 一般質問  
延会宣告

### ○本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員指名  
沢田 広志議員  
石田 健太議員  
議事日程報告  
議長諸般報告  
表彰伝達
- 日程第 2 会期の決定  
自 6月19日  
至 6月26日 8日間
- 日程第 3 主要行政報告
- 日程第 4 教育行政報告
- 日程第 5 市政執行方針
- 日程第 6 教育行政執行方針
- 日程第 7 一般質問

沢田 広志 君

高 田 浩 子 君  
小 黒 弘 君

○出席議員（13名）

議 長 多比良 和 伸 君  
議 員 是 枝 貴 裕 君  
伊 藤 俊 喜 君  
高 田 浩 子 君  
中 道 博 武 君  
沢 田 広 志 君  
辻 勲 君

副議長 小 黒 弘 君  
議 員 石 田 健 太 君  
山 下 克 己 君  
鈴 木 伸 之 君  
水 島 美 喜 子 君  
武 田 真 君

○欠席議員（0名）

○ 議 会 出 席 者 報 告 ○

1. 本議会に説明のため出席を求めた者は次のとおりである。

砂 川 市 長	飯 澤 明 彦
砂川市教育委員会教育長	高 橋 豊
砂 川 市 監 査 委 員	栗 井 久 司
砂川市選挙管理委員会委員長	信 太 英 樹
砂 川 市 農 業 委 員 会 会 長	関 尾 一 史

2. 砂川市長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

副 市 長	井 上 守
病 院 事 業 管 理 者	平 林 高 之
総 務 部 長	板 垣 喬 博
兼 会 計 管 理 者	
総 務 部 審 議 監	安 原 雄 二
市 民 部 長	堀 田 一 茂
保 健 福 祉 部 長	安 田 貢
経 済 部 長	野 田 勉
経 済 部 審 議 監	畠 山 秀 樹
建 設 部 長	斉 藤 隆 史
病 院 事 務 局 長	朝 日 紀 博
病 院 事 務 局 次 長	山 田 基
病 院 事 務 局 審 議 監	渋 谷 和 彦

総務課長 岩間賢一郎  
政策調整課長 玉川晴久

3. 砂川市教育委員会教育長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

教育次長 東正人  
指導参事 堤雅宏  
教育委員会技監 徳永敏宏

4. 砂川市監査委員の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

監査事務局長 川端幸人

5. 砂川市選挙管理委員会委員長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

選挙管理委員会事務局長 板垣喬博

6. 砂川市農業委員会会長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

農業委員会事務局長 野田勉

7. 本議会の事務に従事する者は次のとおりである。

事務局長 為国修一  
事務局次長 安武浩美  
事務局主幹 斉藤亜希子  
事務局係長 野荒邦広

〔開会前に、副市長より新説明員紹介〕

開会 午前10時00分

◎開会宣告

○議長 多比良和伸君 ただいまから令和5年第2回砂川市議会定例会を開会します。

◎開議宣告

○議長 多比良和伸君 本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員指名

○議長 多比良和伸君 日程第1、会議録署名議員指名を議題とします。

会議録署名議員は、会議規則第78条の規定により、沢田広志議員及び石田健太議員を指名します。

本日の議事日程並びに議長諸般報告は、お手元に配付のとおりであります。

ここで、全国市議会議長会第99回定期総会におきまして、同会の表彰規程により表彰を受けておりますので、ただいまから伝達を行います。

したがって、この間議長席を離れますことをお許し願います。

〔表彰伝達〕

◎日程第2 会期の決定

○議長 多比良和伸君 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

今定例会の会期は、本日から6月26日までの8日間にしたいと思います。このことにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、会期は8日間と決定しました。

◎日程第3 主要行政報告

○議長 多比良和伸君 日程第3、主要行政報告を求めます。

市長。

○市長 飯澤明彦君（登壇） 前回の定例市議会以降における主要行政について報告を申し上げます。

2ページ、総務部市長公室課の関係では、3点目の砂川市防災ハザードマップの更新について、北海道が新たに公表した中小河川の浸水想定区域や土砂災害警戒区域についての情報を反映させるため、砂川市防災ハザードマップを更新し、広報すながわ3月15日号

に折り込み、全世帯に配布したところであります。

次に、4点目の石狩川水系空知川総合水防演習の実施について、6月3日、滝川市中島町地先において、上川、空知管内の空知川流域における洪水などの災害に備え、広域的な防災関連機関の密接な連携と水防技術の向上並びに水防意識の高揚を図るとともに、水防に対する地域住民の理解と協力を求めることを目的として、本市をはじめとする5市3町、北海道及び北海道開発局主催で石狩川水系空知川総合水防演習を実施したところであります。

次に、5ページ、市民部市民生活課の関係では、8点目の交通安全運動について、(2)に記載してございますが、主な啓発運動として旗の波街頭啓発など13の運動に各団体、企業が取り組まれており、うち飲酒運転撲滅の日である6月6日に飲酒運転撲滅集会を開催したところであります。

次に、8ページ、保健福祉部社会福祉課の関係では、3点目の第4次砂川市障がい者計画の策定について、2月22日から3月23日までパブリックコメントを実施したところ、3人から16件の意見が寄せられたため、当該意見を踏まえて記載内容の一部を修正し、3月28日、第3回障害者地域自立支援協議会において令和5年度から14年度までの第4次砂川市障がい者計画(案)が承認されたことから、3月31日に同計画を策定したところであります。

次に、11ページ、ふれあいセンターの関係では、4点目の砂川市新型コロナウイルス感染症対策本部の廃止について、5月8日、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、国の新型コロナウイルス感染症対策本部が廃止されたことに伴い、任意で設置していた砂川市新型コロナウイルス感染症対策本部を廃止したところであります。

次に、5点目の新型コロナウイルス感染症ワクチン追加接種について、令和5年春に開始となる主に65歳以上の方への集団接種について、5月20日から市内高齢者施設等の入所者及び従事者に対する巡回接種を、5月23日から平日にふれあいセンターを会場とする集団接種を開始したところであります。

次に、12ページ、経済部商工労働観光課の関係では、2点目の国道一直線商店街花いっぱい運動について、5月25日、26日の両日、砂川商店会連合会が実施主体、砂川市、砂川商工会議所が支援団体となり、北海道開発局のボランティア・サポート・プログラム事業を活用し、植樹柵に植花を行ったところであります。実施区間は国道12号北5丁目から南12丁目までの総延長2,300メートル、植樹柵数は213柵、花種はマリーゴールド4,700株、柵管理者は地先商店主等の151人です。

次に、3点目の砂川「もっと花いっぱい運動」について、5月24日から26日まで、中心市街地の活性化を図るための事業の一環として、JR砂川駅前から砂川市立病院までの通りと十字街沿線を地先の商店等が主体となり、地域住民ボランティアの参加を受けて植樹柵やプランターに植花を行ったところであります。実施区間は道道砂川停車場線、北

2丁目線、南1丁目線で総延長300メートル、植樹柵数は37柵、花種はマリーゴールド1,880株、柵管理者は地先商店主等の21人であります。

次に、14ページ、9点目の地域おこし協力隊について、地域ブランド推進事業に関する活動に従事してもらうため、総務省の地域おこし協力隊制度を活用し、地域おこし協力隊員を募集したところ、1名の応募があり、書類選考及び面接を行い、4月1日より採用したところであります。

次に、15ページ、農政課の関係では、4点目の農作物の生育状況について、タマネギにおいては降雨による移植作業の遅れ、移植後の低温と植え傷みにより、生育がやや緩慢であるものの、他の農作物の生育状況は平年並みか平年より早く進んでいるところであります。

次に、16ページ、10点目の地域おこし協力隊について、農作業支援に関する活動に従事してもらうため、総務省の地域おこし協力隊制度を活用し、地域おこし協力隊員を募集したところ、1名の応募があり、書類選考及び面接を行い、4月1日より委嘱したところであります。

次に、21ページ、建設部建築住宅課の関係では、7点目のすながわハートフル住まいる推進事業について、各事業の2月から4月までの交付件数及び交付金額は、(1)永く住まいる住宅改修補助金は3件、86万3,000円、(2)まちなか住まいる等住宅促進補助金は15件、894万1,000円、(3)高齢者等安心住まいる住宅改修補助金は1件、22万円、(4)住宅用太陽光発電システム導入費補助金は1件、21万4,000円、(5)老朽住宅除却費補助金は1件、40万円をそれぞれ交付したところであります。

次に、8点目の住み替え支援事業について、各事業の2月から4月までの交付件数及び交付金額は、(1)登録物件促進補助金は2件、20万円、(2)同居近居促進補助金は5件、55万円、(3)子育て支援補助金は8件、100万円、(4)移住促進補助金は3件、60万円、(5)医療・介護従事者移住定住促進補助金は1件、10万円をそれぞれ交付したところであります。

次に、25ページ、市立病院の関係では、2点目の令和5年度附属看護専門学校の入学状況について、一般入学受験者33名のうち、合格者17名、推薦入学試験合格者11名、合計28名の学生が4月13日に入学し、本年度当初の各学年在籍状況は、1年生28名・2年生29名・3年生28名の総数で85名となったところであります。

以上を申し上げます、主要行政報告といたします。

#### ◎日程第4 教育行政報告

○議長 多比良和伸君 日程第4、教育行政報告を求めます。

教育長。

○教育長 高橋 豊君（登壇） 前回定例会以降におきます教育行政の主な内容につきましてご報告申し上げます。

初めに、学務課所管について申し上げます。2点目の小・中学校の現況について、5月1日の学校基本調査による現況では、学級数は普通学級及び特別支援学級を合わせ、小学校で1学級の減、中学校で4学級の減となりました。児童生徒数は、小学校で32人、中学校で14人それぞれ減少し、全体で46人の減少となりました。

次に、3点目の令和5年度全国学力・学習状況調査について、4月18日に実施し、対象と科目は小学6年生は国語、算数、中学3年生は国語、数学、英語であり、調査人数は小学6年生80人、中学3年生119人でありました。

次に、4点目の令和5年度第1回公立高等学校配置計画地域別検討協議会について、4月27日にウェブ上で開催され、これからの高校づくりに関する指針、高等学校配置計画検討資料が示されました。

次に、2ページ、学校再編課所管では、1点目の砂川市立小中学校適正配置に関わる各委員会の開催について、（1）令和4年度第8回砂川市立小中学校統合準備委員会について、3月20日、市役所で開催し、令和5年度の検討事項等について協議を行い、委員出席者は19人でありました。（2）令和4年度第3回砂川市小中一貫教育推進委員会について、3月22日、市役所で開催し、令和5年度砂川市小中一貫教育推進計画（案）について協議を行い、委員出席者は14人でありました。（3）令和5年度第1回砂川市小中一貫教育推進委員会について、5月16日、市役所で開催し、委嘱書交付、これまでの経過、学校種間連携サポート事業について説明し、今年度の検討事項について協議を行い、委員出席者は10人でありました。

次に、2点目の第2回砂川市義務教育学校建設へ向けたワークショップについて、3月23日、地域交流センターゆうで開催し、義務教育学校建設に向けたグループワークを行い、参加者は12人でありました。

次に、3点目のスクールバスの本格運行開始について、中学校統合に伴い、旧石山中学校区に居住する生徒を対象に、部活動便については4月1日から、登下校便については4月6日から運行を開始しました。

次に、4点目の令和5年度砂川市小中一貫教育推進計画の策定について、小中一貫教育の推進、充実を図るため、小中一貫教育の実践内容や年次計画、本年度の重点などを示した推進計画について、4月25日開催の第4回砂川市教育委員会会議定例会において決定しました。

次に、5点目の砂川市義務教育学校建設市民意見収集会について、5月22日、地域交流センターゆうで開催し、基本設計プランについて意見収集を行い、参加者は30人でありました。

次に、3ページ、社会教育課所管では、1点目の放課後子ども教室について、5月8日、

中央小学校地区、15日、空知太小学校地区、17日、砂川小学校地区、25日、北光小学校地区、26日、豊沼小学校地区においてそれぞれ開設し、小中学校地区で年間15回程度を実施する予定であります。

次に、2点目の砂川市青少年問題協議会の開催について、5月22日、市役所で開催し、砂川市善行青少年表彰に関する協議、滝川警察署等からの情報提供をいただき、出席者は12人でありました。

次に、3点目の各種事業についての(1)学び体験教室「子育てひろば」について、4月24日、公民館で開催し、講師に子育て支援センター保育士を招き、こいのぼりづくりほかを行い、参加者は親子8組17人でありました。

次に、スポーツ振興課所管では、1点目の北海道B&G地域海洋センター連絡協議会について、5月23日に総会を地域交流センターゆうで開催し、令和4年度の事業報告及び決算報告と令和5年度の事業計画案及び予算案について承認されました。

次に、4ページ、図書館所管では、1点目の各種事業についての(2)本の福袋について、4月27日から5月20日、図書館において児童書をテーマ別に3冊ずつ選書、中身が見えないように袋に入れて貸出しを行い、33袋99冊を貸し出しました。

以上を申し上げまして、教育行政報告といたします。

#### ◎日程第5 市政執行方針

○議長 多比良和伸君 日程第5、市政執行方針の説明を求めます。

市長。

○市長 飯澤明彦君 (登壇) 令和5年第2回市議会定例会の開会に当たり、市政執行に対する私の所信と基本方針を申し上げ、議員各位並びに市民の皆様のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

私は、このたびの市長選挙におきまして、無投票当選ではありましたが、多くの市民の皆様からご支援、ご信任を賜り、第6代市長として市政のかじ取りをさせていただくことになりました。

この砂川で暮らす多くの方々の、「様々な立場の垣根を越えてオール砂川でまちづくりを進めて欲しい」との思い、期待の大きさを実感し、改めてその重責に身の引き締まる思いであります。

これからの4年間、市民の皆様のご期待に応えられるよう、全力でまちづくりに取り組んでまいります。

現在、砂川市は、令和3年度を初年度とする第7期総合計画の下、「みんなでつくるまちづくり」、「みんなが愛するまちづくり」、「持続可能なまちづくり」をまちづくりの共通した考えとして、まちづくりが進められておりますが、私も市議会議員として計画づくりに関わる中、目指す方向性について賛同させていただいており、今後もこの考え方を

基本姿勢として、市政運営を進めてまいります。

私は、市長選挙に際し、特に子育てしやすい環境づくりに取り組むことにより、将来、「子育てするなら砂川」と言われるようになりたい、また、まちの元気の源は企業の活力でありますので、頑張っている企業を応援する施策に取り組んでまいりたい、さらに、アフターコロナの経済再生に向けて、まちを元気にする取組を積極的に支援してまいりたい、と申してまいりました。

引き続き、少子化の進展に伴う人口減少やICTの普及による急速な社会状況の変化への対応など、皆が心をついに英知を結集してまちづくりを進めていかなければならないと考えております。

私が考えております、まちづくりの考え方について申し上げます。

初めに、「子育て支援の充実」であります。

現在、国では「次元の異なる少子化対策」として、子育て施策の強化に取り組み、対策の柱に「児童手当など経済的支援の強化」などの検討が進められておりますが、私も、子育てに関する不安の解消や負担の軽減に向けた取組が極めて重要と考えますので、砂川市の子どもの医療費無料化について、小学生から高校生までに順次拡大を進めるとともに、学校給食費についても無償化を図り、子育てに係る経済的負担の軽減に取り組んでまいります。

また、デジタル社会への対応として、保育所及び小中学校に児童・生徒の欠席連絡など、専用アプリを通じて行うICTシステムを導入し、情報共有の強化を図るほか、保育現場における業務の効率化と保育の質の向上を図るとともに、学校では、スクールバスの位置情報や乗降管理等の安全性に配慮した運用を図るなど、保護者の利便性の向上を図ってまいります。

さらに、令和8年度の義務教育学校開校に向け、義務教育9年間を一体的に捉えた教育活動ができる施設環境を整えるとともに、指導の一貫性や学びの系統性を重視した教育活動を目指す、小中一貫教育を推進してまいります。

次に「福祉・文化の充実」であります。人生100年時代と言われる長寿命化の時代、高齢者が健康で住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、これまで同様、高齢者の見守り活動や生活支援・介護予防を進めるとともに、体操や運動などを気軽に楽しめる「いきいき広場」、「いきいきサロン」、「認知症カフェ」などの「通いの場」への参加促進や担い手の育成を図ってまいります。

また、町内会、事業者、ボランティア団体などと協働、連携し、高齢者を支え、地域で自分らしく暮らせる環境づくりに引き続き取り組んでまいります。

さらに、芸術文化に触れ、心豊かで活力ある芸術文化活動が促進されるよう、芸術文化団体の利活用のため施設環境の整備を図るなど、活動の支援を行ってまいります。

次に「産業の育成と雇用の確保」であります。地域経済を支える企業の経営者の高齢

化や後継者不足による廃業を防ぐため、創業・事業承継を積極的に支援するとともに、企業の若手の担い手不足への対応に取り組んでまいります。

また、企業にとって最大の経営資源は人材であることから、人材育成への支援を継続するとともに、従業員の各種資格取得に対する支援、さらに従業員の定着に資する取組について、検討を進めてまいります。

次に、「市立病院を核としたまちづくり」であります。医療の担い手が減少する超高齢化・人口減少社会が到来する中、市立病院においては、中空知の地域センター病院としての持続可能な医療提供が求められております。

地域に必要な医療、地域に不足する医療を提供するため、機能分化や医師等の働き方改革を進め、医療従事者が高い専門性を発揮し、やりがいを持って働くことができる環境を整備することで、医療従事者と適正な利益の確保にも努めてまいります。

次に、「安定的・計画的な財政運営」であります。近年の地方財政の状況は、交付税については、地域のデジタル化や脱炭素化の推進など、様々な行政課題に対応し、行政サービスを安定的に提供できるよう、総額が確保される状況が続いておりますが、一方、国の財政状況は、新型コロナや物価高騰対策として、巨額な補正予算や予備費の計上が続いており、今後は、それらの解消に向けた大幅な歳出削減が予想されることから、一段と厳しさを増すものと考えております。

このように、将来的な見通しは不透明であり、加えて、義務教育学校の建設や市営住宅等公共施設の長寿命化、さらに生活インフラの更新時期も迎えるなど、多額の費用負担が生じてまいりますので、施策の実施に当たっては、将来的な財政負担を見定めるとともに、財政規律を保ち、計画的に進めてまいりたいと考えております。

このほか、令和9年3月末をもって廃止となる北海道電力株式会社砂川発電所の対応については、市内経済への影響を最小限に抑え、同社の跡地利用の具体的な方向性が見いだせるよう、引き続き取り組んでまいります。

以下、補正予算の大綱について、ご説明を申し上げます。

総務費につきましては、地域活動の拠点として利用されている南地区コミュニティセンターの照明器具をLEDへ改修し、施設環境の充実を図るとともに、省エネルギー化や脱炭素化を推進してまいります。

また、事務の効率化を目的とした文書管理・電子決裁システムを導入し、文書の收受・審査・決裁・書類の保存業務といった一連の業務をデジタル化し、住民サービスのさらなる向上につなげてまいります。

次に、民生費につきましては、エネルギー・食料品等の物価高騰の影響を緩和するため、住民税の均等割のみが課税されている世帯に対し、北海道の支援事業と合わせて、先行して実施している国の非課税世帯への支援と同様、給付金を支給してまいります。

障がい者福祉では、平成13年5月に北海道より無償譲渡を受け、障がい者福祉団体の

活動拠点として利用していた旧自立支援センターについて、利用していた社会福祉法人等3団体が、現在地に新たな施設を建設して活動を開始していることから解体し、施設利用者が安全に利用できるよう環境整備を図ってまいります。

高齢者福祉では、健診、健康相談をはじめとする保健サービスや、高齢者の健康増進などで多くの市民が利用されるふれあいセンターの施設整備として、照明器具のLED化、Wi-Fi設備を設置するほか、コロナワクチンの集団接種の状況を踏まえ、計画的な改修のめどが立ったことから空調設備を設置し、利用者の利便性の向上を図ってまいります。

児童福祉では、子育て施策の充実のため、子どもの医療費について、本年8月より、未就学児・小学生に対する医療費の自己負担を無料化するとともに、令和6年4月より無料化の対象者を高校生まで拡大するための準備を進めてまいります。

また、各保育所にICTシステムを導入し、スマートフォンなどの専用アプリを利用して、保護者との情報共有の円滑化と迅速化、保育現場における業務の効率化を図るほか、ひまわり保育園の照明器具をLEDへ改修し、施設環境の充実を図るとともに、省エネルギー化や脱炭素化を推進してまいります。

さらに、保育所の給食費等における物価高騰の影響による食材価格の値上がりへの対応として、保護者の負担を増加させないよう、価格高騰分を副食費に転嫁することなくこれまで同様の給食等を提供してまいります。

次に、衛生費につきましては、3歳児健診で実施している視覚検査について検査機器を購入し、現在の絵視標による視力検査及びアンケートによる検査に加え、弱視を早期に発見できる機器による検査を行い、適切な治療につなげるよう検査の充実を図ってまいります。

また、ごみ処理場の長寿命化のため、計画的に処理施設内の設備の更新・改修を実施してまいります。

次に、農林費につきましては、飼料価格高騰等の影響を受ける酪農経営者を支援するため、生産コストの削減や国産粗飼料の利用拡大に継続して取り組む酪農経営者に対し、国及び北海道が購入粗飼料等のコスト上昇分の一部に対する補填を実施しておりますが、対象が26か月以上の成牛であることから、交付対象外となる育成牛及び子牛に対して、同様の支援を行い、酪農経営の安定化を図ってまいります。

次に、商工費につきましては、市内事業者の経営環境は、エネルギー価格・資材価格等の高騰の影響を受け、大変厳しい状況が続いており、国及び北海道が実施する対策や市内経済状況を見極めながら、今後とも対策を講じてまいります。砂川商工会議所が実施するプレミアム商品券発行事業、砂川商店会連合会が実施する商品券発行事業に対する補助を引き続き実施し、物価高騰の影響を受けている市民に対する消費の下支えと、消費喚起、さらには地元商店街での購買を促し、市内経済の活性化につなげてまいります。

また、観光客の誘客やまちなか回遊を促すため、スイートロード協議会が実施するデジ

タルスタンプラリーに対し補助を実施するほか、市内各団体による実行委員会を組織し実施する盆踊り大会等の各種イベントに対し支援を行うなど、観光協会や観光関連団体等との連携を一層深めるとともに、観光マップや情報雑誌、テレビやSNS等を活用し、地域資源の魅力を発信してまいります。

駅前地区整備事業では、本年2月に建物の実施設計の公表を行いました。北西側用地の建物を所有者が除却しましたので、一体的な土地利用ができるよう用地取得を進めるほか、公表後、バリアフリーに関する意見が多数寄せられていることから、誰もが安全に安心して利用できる施設を目指すことを第一に考え、エレベーター設置等に係る実施設計の追加設計を行うことといたしました。

この施設は、にぎわいを創出し商店街の振興・活性化を目指す施設であり、各団体等から意見をお聞きしながら取り組んでまいりましたが、今後は、イベントや物販をはじめとする各種事業の実施に向けた具体的な協議を進めてまいります。

次に、土木費につきましては、交通網の整備として、北光南2条通り改良舗装工事ほか10路線の改良舗装工事及び測量設計委託を行うなど幹線道路及び生活道路の整備を進め、安全で快適な通行の確保に努めるほか、自然災害を防止するための整備として、南5号川外1河川の護岸改修工事を実施してまいります。

また、公営住宅整備は、「公営住宅等長寿命化計画」に基づき、宮川中央団地の内部改修工事のほか、宮川中央団地の共用部階段手摺等設置工事、非常用照明LED化改修工事、物置改修工事、灯油タンク改修工事、宮川団地の除却工事を進めるとともに、宮川中央団地と東町団地の冬期雪害対策業務を実施し、住環境整備を図ってまいります。

次に、教育費につきましては、砂川高校の支援では、民間団体の協力によりウェブを利用した海外高校生との交流が行われるなど、特色ある授業が進められておりますので、今後も生徒たちが国際的な学習環境に触れ親しみ、語学力やコミュニケーション能力の向上を図るなどの、特色ある教育活動に取り組めるよう支援してまいります。

学校建設では、義務教育学校の開校に向け事業を円滑に進めるため、什器、備品等の転用や購入に係る調査、計画づくり、ネットワーク設計について支援を受けて実施してまいります。

小中学校においては、ICTの活用を促進するため、保護者と学校間の連絡や情報共有が相互に可能な学校・保護者間連絡用ICTソフトを導入するとともに、安定した運用を進めるため校務用パソコンを更新し、業務効率の向上を図ってまいります。

文化施設においては、開館から16年余りが経過し経年劣化が見られる地域交流センターの舞台設備の改修を計画的に進めるほか、館内照明器具や駐車場等照明器具をLEDへ改修し、施設環境の充実を図るとともに、公民館においては、全館でWi-Fiを利用できる環境を整え、利用者の利便性の向上を図ってまいります。

体育施設においては、海洋センター暖房設備改修工事を実施するとともに、安心・安全

に利用できるスポーツ環境を提供するため、総合体育館トレーニングルームに空調設備を設置し、利用の促進を図ってまいります。

学校給食については、食材価格の値上がりへの対応として、保護者負担を増やすことなくこれまで同様の栄養バランスや量を確保した学校給食を提供するため、食材価格高騰対策に取り組むとともに、子育て世帯への負担軽減を図り、児童及び生徒の健康的な成長を促すため、本年8月より児童生徒の学校給食費の無償化を実施してまいります。

以上が、今回、予算措置いたしました事業の主なものであります。

これら一般会計の追加事業費は、11億4,884万2,000円を計上する一方、この補正予算に要する財源につきましては、歳入で国・道の補助金1億7,289万8,000円、市債の6億440万円などを予定しており、不足分は、財政調整基金などの基金から取崩しを行うところであります。

この結果、補正予算後における予算規模は、138億3,752万9,000円と、前年度の当初予算と比較して、5.1%の増となったところであります。

大切な人の命や平穏な日常を奪い、経済活動に大きな打撃を与えた新型コロナウイルス感染症は、先月8日に5類へと移行され、徐々に社会全体がこれまでの日常に戻りつつあると感じております。

一方、不安定な国際情勢の中、様々な生活必需品の価格高騰など、社会経済は大きくその影響を受けており、今後もしばらくは続くものと考えられることから、国の動向を注視し、市民や企業の皆様と一丸となって、まちの活気・元気を取り戻していく所存であります。

また、自治体のデジタル化への対応が急務となっており、特に市が抱える地域の課題解決にデジタルを活用する流れがますます加速されることから、先人が培ってきたものを継承しつつ、新たな技術や様式を取り入れるほか、国の制度を活用し、課題解決に向けた取組を進めるとともに、多種多様な市民ニーズに対応していくため、斬新なアイデアを生み出すことのできる民間企業の皆様とこれまで以上に連携を深め、まちづくりに邁進してまいります。

これまで、生活人が築かれた「砂川」を、誰もが笑顔を絶やすことなく健康でいきいきと暮らし、「ずっと住み続けたい」、「帰ってきたい」と思ってもらえるような愛着を育むまちづくりに全力を尽くしてまいりる所存でありますので、議員各位並びに市民の皆様のご理解とご支援、ご協力をお願い申し上げます。

以上、所信を申し述べまして、令和5年度市政執行方針といたします。

#### ◎日程第6 教育行政執行方針

○議長 多比良和伸君 日程第6、教育行政執行方針の説明を求めます。

教育長。

○教育長 高橋 豊君 (登壇) 令和5年第2回砂川市議会定例会の開会に当たり「令和5年度教育行政執行方針」について申し上げます。

新型コロナウイルス感染症対策が新たな局面を迎える今、我が国は、少子高齢化の進行、産業構造の変化、超スマート社会の到来等、社会が大きな転換点を迎えており、教育を取り巻く環境も劇的な変化を見せています。

こうした中、全ての人々が、自分らしさを発揮ながら、夢や希望を追い求め、課題に自ら立ち向かい、様々な人たちと協働しながら、よりよい社会の担い手となる資質や能力を身につけるために教育が果たす役割は、ますます重要になっています。

教育委員会といたしましては、こうした社会動向を的確に見極めながら、令和8年度の義務教育学校の円滑な開校に向けた取組を推進するとともに、市民一人ひとりが生涯を通じて主体的に学び続け、その成果と意欲が活かされる生涯学習社会の実現を目指し、市民の信頼と期待に応える教育行政を推進してまいります。

以下、主な施策について申し上げます

初めに学校教育について申し上げます。

学校教育においては、子どもが「個別最適な学び」と「協働的な学び」を一体的に進められるよう、教師が専門職としての知見を発揮し、子どもの実態に応じて、学習内容の確実な定着を図るとともに、多様な人々との協働を通して、新たな見方・考え方に結びつける学習を充実させる観点から、カリキュラム・マネジメントの充実・強化を図る必要があります。

さらに、子どもにしっかりと寄り添い、成長やつまずき、悩みなどの理解に努め、個々の興味・関心・意欲等を踏まえてきめ細かく指導・支援すること並びに、子どもが自らの学習状況を把握し、主体的に学びを調整することができるよう促していくことも、重要であります。

このことから、次の8つの観点による学校教育を推進してまいります。

第1に、確かな学力を育む教育の推進に努めてまいります。

全国学力・学習状況調査における本市の児童生徒の傾向を踏まえ、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた組織的な授業改善を重視するとともに、思考力・判断力・表現力の育成に資する「書く」活動や家庭学習の充実及び、1人1台端末などのICT機器を活用した授業実践に努めてまいります。

また、児童の学習内容の理解度・定着度の向上と、学びの高度化を図る小学校高学年からの教科担任制の推進に努めてまいります。

さらに、外国語指導助手を継続して複数配置し、豊かな国際感覚が育まれるよう支援するとともに、引き続き、中学生の「実用英語技能検定」の受検に関わる費用の、全額支援を行ってまいります。

第2に、特別支援教育の推進に努めてまいります。

特別支援教育においては、個々の教育的ニーズに応じた支援を行うため、特別支援教育支援員を適切に配置するとともに、通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒への、適切な支援体制の充実に努め、関係部署と連携の下、継続した支援や教育環境の確保に努めてまいります。

また、様式を標準化した「個別の教育支援計画」「個別の指導計画」の就学前段階からの作成や、教育上の合理的配慮を含む必要な支援内容が、担任や学校が変わっても切れ目なく確実に引き継がれるよう努めてまいります。

第3に、教育環境の充実に努めてまいります。

義務教育学校開校に向けて、これまで開催した「義務教育学校建設市民建設ワークショップ」などでいただいたご意見を踏まえ、基本設計を着実に進めることにより、子供たちに質の高い教育を提供するための、望ましい環境や、施設整備の在り方について調査・検証を進めてまいります。

また、1人1台端末の活用において、有効なソフトウェアの検討を行うとともに、ICTを活用した保護者と学校間の連絡体制の向上を図るほか、教育内容や指導方法に即した教材・教具、備品等の整備に努めてまいります。

第4に、学びにつなげる支援の推進に努めてまいります。

経済的理由により就学困難と認められる世帯に対して、就学援助制度を適正に運用し、公平で的確な支援に努めてまいります。

また、小学校と幼稚園や保育園等との連携を進め、小学校入学後においても、切れ目のない支援体制の充実に努めてまいります。

第5に、小中学校に係る適正配置の推進に努めてまいります。

地域コミュニティの核となる魅力ある学校づくりを進めるため、小中学校の統合や小中一貫教育を主体的に検討する「小中学校統合準備委員会」や「小中一貫教育推進委員会」について、実効性のある運営に努めるとともに、計画に基づいた事業推進を図ってまいります。

また、「小中一貫教育推進計画」に基づき、小学校の学習スタイル統一や合同行事の実施、中学校教員の乗り入れ授業をはじめ、家庭や地域と連携した学習習慣の定着に努めるなど、小学校間、小・中学校間の連携のより一層の充実に努めてまいります。

第6に、豊かな心を育む教育の推進に努めてまいります。

子どもたちが、自他をかけがえのない存在と認識し、互いに思いやり、支え合いながら社会の一員としてよりよく生きていくことができるよう、発達段階や実態に応じた適切な教育活動を推進してまいります。

また、「いじめ」や「不登校」など、子供たちを取り巻く様々な問題については、定期的なアンケート調査や教育相談、心理テスト等の客観的データの活用により実態把握に努めるとともに、早期解決に向けた支援を継続して行い、子どもたちに寄り添いながら、心

身の健全な育成や安定した教育活動を推進してまいります。

第7に、健やかな体の育成に努めてまいります。

望ましい生活習慣や食習慣等、子どもたちが生涯にわたって心身ともに健康な生活を送るための資質・能力を身につけさせるため、栄養教諭をはじめ、家庭や地域、関係機関等と連携した「早寝、早起き、朝ごはん運動」や、「食に関する指導」の充実に努めてまいります。

また、児童生徒の健康的な成長を促すため、物価高騰の影響を大きく受けている学校給食費における保護者負担の軽減に努めるとともに、無償化に向けて適切に事務処理を進めてまいります。

さらに、「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」の結果を踏まえ、課題解決に向けた体育科・保健体育科の授業の工夫改善や、特色ある「一校一実践」の推進を図るなど、体力向上の取組を一層充実させてまいります。

第8に、地域とともにある学校づくりの推進に努めてまいります。

地域とともにある信頼される学校づくりを進めるため、コミュニティ・スクールを核として、学校と家庭・地域が協働して組織的に課題に対応するなどの学校改善に努めてまいります。

また、総合的な学習の時間などを活用し、地域や学校外の関係機関等との連携による、本市の豊かな人的・物的資源を生かした特色ある学習活動の充実に努め、地域とともにある学校づくりの一層の充実に努めてまいります。

以上、学校教育の推進に加え、砂川高等学校に関しましては、地域の高校教育を担う市内唯一の高等学校として、特色ある教育活動に取り組めるよう、オンラインを活用した国際交流授業の実施や、単位制高校の特色を中学生や保護者に十分理解されるよう、関係機関との連携を一層深めながら周知・広報に努めてまいります。

次に、社会教育について申し上げます。

新型コロナウイルス感染症対策は、社会経済活動との両立による共生と再生の局面を迎えることになりました。

そのような中で、地域における社会教育には、持続可能な活力のある社会の実現を達成できるよう、多様な主体との連携・協働と幅広い人材の支援により行われる「開かれ、つながる社会教育」のさらなる取組が必要であります。

このことから、次の8つの観点による社会教育を推進してまいります。

第1に、生涯学習の推進に努めてまいります。

生涯学習を推進するためには、社会状況に応じた学びの機会の提供と、その成果を生活や地域での活動に活かしていく「学びと活動の循環」につなげていく取組が必要であります。

このことから、学校、家庭、職場及び地域で、生涯学習への積極的な参加・参画の体制

づくりの推進を目指し、関係協力団体・企業と連携・協働して、学習に取り組みやすい環境を整備してまいります。

また、生涯学習活動に関する情報を、多様な媒体により積極的に発信することで、あらゆる世代の意識の高揚を図り、生涯学習の充実に努めてまいります。

第2に、公民館における学習活動の推進に努めてまいります。

公民館は、住民の日常生活に密着した教育・学術及び文化に関する事業を行うことにより、持続可能な活力ある地域社会を実現するため、全ての住民に開かれた社会教育の拠点施設であります。

このことから、公民館グループサークルの学習活動の活性化を支援するとともに、公民館機能のデジタル化として、インターネットの通信環境整備のほか、高齢者等スマートフォン体験教室を継続実施してまいります。

第3に、図書館を拠点とした読書活動の推進に努めてまいります。

読書活動は、読解力や表現力を高め、読書から得られた様々な知識が想像力を豊かなものにし、生きる力を育む上で欠くことのできない重要なものであります。

このことから、子供の読書活動の重要性が高まってきていることを踏まえ、ブックスタート事業、児童書による本の福袋及び学校図書館の支援などを通して、乳幼児期からの積極的な働きかけに努めてまいります。

また、子どもから大人まで日常的な図書館の利用につながるよう、蔵書の充実、時節に応じた展示など、読書環境の整備に努めるとともに、子ども読書活動ボランティアの協力を得ながら、図書館の魅力の向上を図ってまいります。

第4に、家庭教育支援の充実に努めてまいります。

家庭教育支援を充実させるためには、保護者への家庭教育に関する学習機会の提供や、子育て相談への対応等、社会全体で子どもを育てることが必要であります。

このことから、家庭教育は全ての学びの出発点として、学校、家庭、職場、地域及び関係機関、企業が連携・協働し、学びの機会や情報提供を充実し、子育ての喜びや楽しさ、仲間づくりを通じて、地域の情報が共有でき、安心して子育てができる環境の創出に取り組んでまいります。

また、体験活動を通じて家族の交流の場を創出し、家庭の教育力の向上を図ってまいります。

第5に、青少年健全育成活動の充実に努めてまいります。

青少年の健全育成には、心身の健やかな発達を促し「社会を生き抜く力」を養うことが重要であり、社会性を持った人間性を育むためには、地域社会との関わりが重要であります。

このことから、地域に根づいてきたあいさつ運動を継続して、子どもとの日常的な交流と見守りを推進するとともに、市内小学校5校において、放課後子ども教室を実施し、幅

広い体験活動を通じて、子どもたちの安全・安心な居場所づくりと、見守り体制の強化を図ってまいります。

また、災害発生時に正しい知識を持ち、適切に判断し的確な行動ができるよう、地震や暴風、火災などの防災模擬体験を主とした、子ども防災教室を実施してまいります。

第6に、芸術文化活動の充実を図ってまいります。

芸術文化は、心豊かで活力ある社会を実現する上で重要なものであります。

このことから、芸術文化に触れる機会の充実と、芸術文化活動がより活発に展開されるよう、芸術文化団体やNPO法人ゆうと連携し、活動の支援、情報収集・発信に努めてまいります。

また、「ゼロカーボンシティ」を目指し、地域交流センターにおける館内照明設備、駐車場等照明設備のLED化改修工事を行うほか、音響設備の計画的な更新を行い、施設環境の整備を行ってまいります。

第7に、スポーツ・レクリエーション活動の推進、スポーツ環境と施設整備の推進に努めてまいります。

スポーツ・レクリエーション活動は、心や身体、生活を活性化させるきっかけになるとともに、活動を通して、人間関係を築き、生きがいをもたらすなど、重要な役割を果たすものであります。

このため、体育施設の利用促進に努め、地域おこし協力隊による健康増進事業を行うほか、トレーニングルームの空調設備を整備するとともに、スポーツ教室の充実を図ってまいります。

また、海洋センターでは暖房設備改修工事等により、支所環境面の整備を行ってまいります。

第8に、文化財の保護、郷土資料の保全・活用の充実を図ってまいります。

文化財や郷土資料は、郷土の風土・歴史の中で醸成され、今日まで守り伝えられた貴重な財産であり、より地域の理解を深め、愛着を育むものとして重要であります。

このことから、無形民俗文化財の保全・周知に努めるほか、郷土資料に親しむ機会を提供するため、郷土資料室特別展を開催するとともに、史跡記念碑及び標柱の計画的な修繕と保全に努め、先人の功績を後世に引き継いでまいります。

終わりになりますが、少子高齢化の進展、地球規模での温暖化対策の必要性等、社会情勢が急速に変化している中、市民一人ひとりがつながりを持つことで、幼少期から生涯にわたり「学び」続けることができ、その成果を生かして自己実現を図ることができるような、社会の実現に努めてまいります。

以上、申し上げてまいりましたが、引き続き砂川市の教育の充実・発展に努めてまいりますので、市議会をはじめ、市民各位並びに関係団体、各機関のご支援・ご協力を賜りますようお願いを申し上げます。令和5年度教育行政執行方針といたします。

○議長 多比良和伸君 これより10分間休憩します。

休憩 午前10時55分

再開 午前11時05分

○議長 多比良和伸君 休憩中の会議を開きます。

◎日程第7 一般質問

○議長 多比良和伸君 日程第7、一般質問に入ります。

質問通告者は9名であります。

順次発言を許します。

沢田広志議員。

○沢田広志議員（登壇） 改選に当たり、4月の市議会議員の選挙で改めて皆様方のご支援をいただいて議会の場に送っていただきました。改めて責任の重さを痛感しているところであり、同時に、市民の皆様の健康で幸せな生活を目指して全力で取り組んでまいりたいと思います。

それでは、一般質問通告をさせていただいておりますので、順次質問させていただきます。今回は、大きく3点でございます。

まず、1点目に、令和8年義務教育学校開校による市内各避難所の在り方についてであります。現在令和8年義務教育学校開校へ準備がされており、災害時指定緊急避難場所と指定避難所とされている学校があります。そこで、学校が閉校したときに該当する避難所はどのようなになるのかを伺います。

続いて、大きな2点目であります。インクルーシブ教育の推進について。インクルーシブ教育とは、人間の多様性の尊重などを強化し、障がい者が精神的及び身体的な能力などを可能な最大限まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能にするという目的の下、障がいのある者と障がいのない者が共に学ぶことを通して共生社会の実現に貢献しようという考え方とされております。国においても、インクルーシブ教育システムの構築など取り組みが進められております。これからは学校教育でもインクルーシブ教育推進に向けて取組が必要と思われませんが、考えを伺います。

大きな3点目であります。生涯学習における「eスポーツ」の導入についてであります。新たなスポーツ分野である「eスポーツ」とは、エレクトロニックスポーツの略で、ビデオゲームを使った対戦をスポーツ競技として捉える際の名称を指しており、スマホやパソコン、テレビなど電子機器を使う娯楽や競技、スポーツなどとして定義されております。国内においても2017年頃から名前を聞くようになってきた「eスポーツ」で、市場的にも大幅な急成長を続けており、世界のeスポーツ人口も増加しております。また、世界大会やアジア大会では正式競技として、さらには国民体育大会の正式競技ではなく文化プログラムの一環として開催されております。そうしたことから、「eスポーツ」に着目

して取り組んでみてはいかがでしょうか、その考えを伺います。

以上、1回目の質問といたします。

○議長 多比良和伸君 総務部長。

○総務部長 板垣喬博君 (登壇) 大きな1、令和8年義務教育学校開校による市内各避難所の在り方についてご答弁を申し上げます。

本市では、地震、水害などで災害の危険が切迫した緊急時において住民の安全を確保するため、迅速に開設することが可能な管理体制等を有する施設として学校のグラウンドなどを指定緊急避難場所に、また災害時に被災者を受け入れ、滞在させることのできる施設として指定緊急避難場所に隣接した学校体育館、地域交流センターなど公共施設を指定避難所として、地震の場合は11か所、洪水、土砂災害の場合は8か所を指定しております。そのうち学校施設は、空知太小学校、北光小学校、中央小学校、砂川小学校、豊沼小学校、砂川中学校に閉校した旧石山中学校を加えると7か所を指定緊急避難場所、指定避難所に指定しているところであります。

学校の統廃合について、中学校統合では本年3月末をもって砂川中学校と石山中学校を統合し、石山中学校を閉校したことから、現在旧石山中学校の校舎は使用していない状態ではありますが、施設利用の可能性などを考慮した結果、現段階では旧石山中学校を引き続き避難所として指定をしているところであります。一方で、旧石山中学校の利活用の状況によっては、今後冷暖房、洗面、トイレなどの設備が整った砂川ハイウェイオアシス館へ指定避難所を変更することもあることから、旧石山中学校を避難所とする空知太第5町内会、新石山町内会、石山団地町内会、北光第3町内会の4町内会の町内会長または代表の方には令和4年11月と令和5年3月の2回説明を行い、ご意見を伺ったところであり、町内会長または代表の方からは一定の理解は得られているところでありますが、今後は各町内会単位で説明会を行うなど、丁寧な協議を進めていきたいと考えております。また、令和8年度の義務教育学校開校による小学校5校の統合に伴う閉校後の避難所の取扱いにつきましては、その前段に閉校後の学校施設の利活用について関係部署を中心に様々な視点や選択肢を持って協議を進め、一定の方向性を見いだしていく必要があります。その結果を踏まえた上で引き続き避難所及び緊急避難場所として指定を続けることが可能かどうかを判断していかなければならないものと考えているところであります。

○議長 多比良和伸君 教育委員会指導参事。

○指導参事 堤 雅宏君 (登壇) それでは、私から大きな2、インクルーシブ教育の推進についてご答弁申し上げます。

現在我が国においては、急速に進むデジタル技術による社会変革やグローバル化の進展など、予測困難な未来を生きる子供たちに様々な課題の解決に向けて多様な他者と協働しながら行動する力を育むことが喫緊の課題となっております。そのため、学校教育においては子供たちに性別や年齢、国籍、障がいの有無にかかわらず、誰もが互いの人格と個性

を尊重し、支え合い、人々の多様な在り方を認め合うことができる資質、能力を育むことが重要であり、そうした視点から、障がいのある子供とない子供が同じ場で教育を受ける機会を大切にすることや個別の教育的ニーズのある子供に対してそれに応えた指導、支援を提供すること、協働的な学びの場を用意することなど、インクルーシブ教育システム構築の理念に沿った取組は大変重要なことであると考えます。一方で、障がいのある子供とない子供が共に活動する交流及び協働学習が大きな意義を有することは言うまでもありませんが、特別支援教育は障がいのある子供の自立と社会参加をするための主体的な取組を支援するという視点に立ち、対象となる子供一人一人の教育的ニーズを把握し、その持つ力を伸ばし、学習や生活で抱える困難さを軽減し、改善するための適切な指導や支援を行う教育であることから、一人一人の障がいの程度や特性に応じた適切な個別指導を行うことも重要であります。これらのことを踏まえながら、障がいのある子供が学校教育においても可能な限り障がいの有無にかかわらず共に学ぶことができる場と機会を設けるよう配慮してまいりたいと考えます。

○議長 多比良和伸君 教育次長。

○教育次長 東 正人君（登壇） それでは、私から大きな3、生涯学習におけるeスポーツの導入についてご答弁申し上げます。

eスポーツは、電子機器を用いて行う娯楽、競技及びスポーツ全般を指す言葉であり、コンピュータゲームやビデオゲームを使用した対戦をスポーツ競技として捉える際の名称で、キャラクター目線のシューティングゲーム、リアルタイムで複数のプレイヤーが参加する陣取り合戦、サッカーやその他のスポーツ系ゲームが主なジャンルとされており、2017年頃からブームとなり、世界中で愛好家が増えているところであります。また、国内においても2017年の国民体育大会愛媛大会を皮切りに文化プログラムとしてeスポーツが実施され、道内では札幌市を中心にゲーム関連産業の集積化や複数のプロチームが誕生し、市内においては昨年砂川青年会議所が主に子供を対象としたeスポーツを含むデジタル技術の体験イベントを実施し、今年3月にはeスポーツを楽しむことができる店舗がオープンしているところであります。また、民間の調査結果ではありますが、2021年における国内の愛好家は約743万人であり、2025年には約1,200万人を超えることが予測されており、eスポーツ人口は増加傾向にあるものと認識しております。

eスポーツは、単にIT産業の新たな成長領域として注目されているだけではなく、年齢や性別、体力に左右されずに取り組むことができる活動であり、世代間の交流や認知症予防の観点などから生涯学習活動の一つとしての有効性が期待できるものと考えております。教育委員会といたしましては、生涯学習におけるeスポーツの取組について国や道、他自治体における動向の把握に努め、効果や課題などを慎重に分析しながら、有効な取組は何なのかを十分検討してまいりたいと考えているところであります。

○議長 多比良和伸君 沢田広志議員。

○沢田広志議員 それでは、2回目の質問ということで順次進めてまいりたいと思います。

まず、各避難所の関係については、今ほど1回目の質問に答弁をいただいたところであり、私も一番心配していますし、さらに各避難所として関わっている地域の皆さん方も義務教育学校に向けての市の動きには、我々の近くの避難所は今後どうなるのだろうといったことでの声が結構ありまして、今も不安を持っていると。いよいよ令和8年からは義務教育学校が開校ということでもありますので、5年、6年、7年と3年もあるではなくて、3年しかもうないのかということで、今後のことで大変興味を持っていますし大変気になる場所でもあります。市長におかれましても、閉校後の校舎利用については民間の力だとか、いろいろな形で考えているという話もちらっとされておりまして、このような動きによってはどうなのかといったことも心配をしているところでもあります。

今ほど答弁の中にもありましたけれども、もう既に石山中学校が閉校して、今は砂川中学校と一緒に、旧石山中学校の校舎が残って避難所としてあるといったところから、答弁の中には各地域、町内会の皆さんとも協議した中で、空知太地域においてはハイウェイオアシス館を使ってはどうかといった話があるということで、私も初めて聞いたところでもあります。そういった流れがあるということは、今後閉校になってくるとそれぞれ避難所になっている近隣の皆さん方も今度はどこに行ったらいいのだろうか、もしくはそれに代わるものが果たして出来上がってくるのかどうかといったことがあるのかと思っています。先ほど答弁の中にも閉校した後の校舎の関係については今後それぞれ担当部署と連携、協議をしながらといった話がありましたけれども、私的に言うならばもっと早くにいろいろな方向性の形を出していただきと思っています。

その中には、例えば北光小学校なんかも閉校していきますし、あの辺りの地域においても次になるところも考えていかなければいけないのかと思っていますし、さらには砂川小学校、あの校舎がそのまま残っていくのかどうかも分かりませんが、ただ閉校した後に残すということは維持管理も含めて、万が一災害が起きたときに避難所として機能できるのだろうかといったことについても大変心配でもございます。そういったことを含めて、他の避難所となるべきところもあるかとは思いますが、ここで2度目にお伺いしておきたいのは、市内には大分老朽化した老人憩の家があったり、または町内会館があったり、さらには空知太のそらっぶセンター自体はもう避難所になっておりますけれども、南地区コミュニティセンターについては避難所というよりも福祉避難所的な要素がありますけれども、そういった地域の会館等も含めながら活用もしていかなければいけないのではないかと思いますので、このことについての考え方を聞かせていただければありがたいと思います。

○議長 多比良和伸君 総務部長。

○総務部長 板垣喬博君 今ほどご質問がありましたけれども、義務教育学校は令和8年度、残り3年ということでございまして、小学校5校の統合、閉校に伴う避難所の在り方

といった部分につきましては大きな課題であると認識しているところであります。避難所としての機能を維持するためだけに学校施設をそのまま引き続き維持管理をしていくことは、今の段階ではなかなか現実的ではないのではないかと考えているところであります。避難所は市民の皆さんの生命を守り、安全を確保するための重要な施設でありますので、いつ災害が発生しても避難所としての機能を果たせる状態を保っていかなければならないと考えています。そのためには、冬場の除雪はもちろんですが、冷暖房、電気やガス、水道など、避難所で一定期間滞在し、生活する上で欠かせないライフラインといったものを常に確保しておく必要があるのだらうと思っておりますので、そういう点からいけば設備の保守点検や更新なども含めましてそのランニングコストといったものも相当かかってくると思っておりますので、その辺の費用対効果といったものも考えていかなければならないのだらうと思っております。

このことから、1回目の答弁でも若干触れさせていただきましたけれども、閉校後の学校施設を利活用することがまず可能かどうかといった方向性を見いだしていくことが先決だと考えております。学校施設は今は行政財産、教育財産でありますので、教育委員会においてもそのような用途を持った利活用が今後も可能かどうかといった検討をしておりますし、学校施設につきましては様々な場面に対応することが可能な機能を備えた施設でありますので、今現在も学校開放や放課後子ども教室、学童保育などの各種事業であったり、もちろん避難所、それから投票所としても利用されているところでありますので、関係部署で閉校後の利活用について協議をしていく。その上で、例えば常時あるいは一定の頻度で利活用することが見込まれる何かがあれば、これまでどおり施設を維持管理していくことも可能だと考えておりますので、そういった際には当然避難所としての機能をそのまま維持できるということも考えられますので、それらの結果によって避難所の在り方といったものは変わってくると考えております。今ご質問にありましたとおり、地域によっては学校施設の周辺に代わりとなる公共施設がなかなかない地域も実際には存在しますので、そういった際には各種コミセンであったり、憩の家、町内会館、そういったところについてそれぞれ基準といったものも避難所として定められておりますので、その辺がしっかりと確保できるかどうか、この辺もしっかりと調査した上で検討を進めていきたいと考えているところであります。

○議長 多比良和伸君 沢田広志議員。

○沢田広志議員 ありがとうございます。憩の家とか町内会館等、今ある避難所の周辺、近隣で利用できる場所があれば。ただ、避難所となるためには要件があるということなので、この辺についてはできる限り早めにその要件等を調査しながら、要はその対象となる施設が避難所として使えるかどうか、もしそういった方向が見えるのであれば、地域の皆さんにもこういうこととということで、今後恐らく避難所となっている特に学校周辺の地域の皆さんとはいろいろな協議をしていかなければいけないということになるかと思

ますので、その辺はしっかりやっていただきたいと思っております。

そこで、私も最初にお話をしたように、地域の皆さんは安心、安全といったことについては特に気持ちをそこに重点的に持っているわけですから、先ほどは庁内の中でも担当部署と協議をしながら方向性を出していくということでもありますけれども、先ほど言ったようにもう3年しかないといったことでは、やっていきましょうねと言われても、ではいつ頃ぐらいまでそういう方向性を出すのだろうと。というのは、一年でも早く周辺の皆さん方にそういったことをお伝えしなければいけない。伝えることによって地域にとってももし万が一災害があったときにはここが避難所として使えるのだということにつながっていくと思いますが、いつ、どのような形でやっていこうとするのか、この辺の考え方を聞かせていただければありがたいと思います。

○議長 多比良和伸君 総務部長。

○総務部長 板垣喬博君 議員さんのご指摘のとおりだと私どもも認識しております。廃校後の学校施設の利活用の方向性が決まるまでには一定の時間を要するものと思いますが、所管部署として避難所の取扱いにつきましては今から、これまで同様に指定を続けることができた場合はそれで構わないのですけれども、続けることができない場合を想定して、近くに代替となる指定基準を満たす公共施設はあるのか、あるいはない場合はどうするのか、ほかの公共施設を改修あるいは建て替えなどをして避難所としての機能を持たすことが可能なかどうなのか。また、例えば国や北海道、あるいは民間企業の皆様方と協定を締結する中で施設を利用させていただくようなことは可能なかどうなのか。こういった様々な視点や選択肢を持って速やかに調査研究を進めていきたいと考えているところであります。

また、住民の皆さんにできるだけ早い段階でというお話もございましたけれども、それもおっしゃるとおりだと思っておりますし、できるだけ早い段階で避難所の在り方について方向性を示すことができるように内部でしっかりと検討を速やかに進めていきたいと考えておりますし、地域の皆さんの生命、安全に関わる事項ですので、地域の皆さんのご意見を伺う機会も設けながら、方向性を見いだしていく際に、また方向性を見いだした際には少しでも早く安心感を与えられるように丁寧な説明と周知に努めていきたいと考えております。

○議長 多比良和伸君 沢田広志議員。

○沢田広志議員 その辺りもしっかりやっていただきたいと思っています。全国の中では、ある自治体なんかだと緊急避難もしくは一定期間の避難場所として、宗教系ですけれども、行政区域内にある全てのお寺を緊急の場合は使用しようという協定を結んだりとかというところもありますので、そういったことも幅広く考えながらやっていただければありがたいと思います。

最後に、確認だけさせていただきたいというのが1点あります。最初にお伺いしようと

思っ、忘れていました。令和8年、義務教育学校開校に向けて、いよいよ砂川中学校のところで新しく改築の工事が始まってまいります。そうした場合、工事期間中に万が一災害が起きました。砂川中学校も避難所として指定されています。こういったときには改築工事中であっても避難所として利用することは可能なかどうか、聞かせていただければありがたいと思います。

○議長 多比良和伸君 総務部長。

○総務部長 板垣喬博君 砂川中学校のグラウンドにつきましては、指定緊急避難場所として指定を現在させていただいております。学校建設工事中に災害が発生した際に避難場所として使用できる範囲が狭まるといったことは、そのとおりだと思います。その際には、基本的には近接する砂川中学校の校舎あるいは体育館が指定避難所になっておりますので、必要に応じて校舎や体育館を使用して市民の皆さんの安全を確保したいと考えておりますし、それでもスペースが足りないということになれば、これはこれから協議をして確保をしていくということなのですが、向かいに砂川高校がございますので、そちらと協定を結んで、その際には学校校舎を使用させていただく、あるいはグラウンドを使用させていただく、そういう方法についても検討していくことが必要ではないかと考えております。

○議長 多比良和伸君 沢田広志議員。

○沢田広志議員 分かりました。1点目の避難所の関係については、これで終わりたいと思います。

それでは、2点目のインクルーシブ教育の推進について、今ほど指導参事から分かりやすく答弁、説明をいただいたところであります。向いている方向は同じなのだと改めて感じさせていただいています。私自身は、端的に言うならば障がいのある、なしにかかわらず同じ場所で学ぶということが基本でしょうといったことで、そういった形になってもらえるように、こういった形が必要なのだと思っています。これが私の基本的なスタンスであります。ただ、先ほど答弁いただきましたように、障がいのある、なしだけではなくて、今はダイバーシティ、多様性の時代になってきているということで、決して障がいのある、ないだけではなくて、国籍、性別、いろいろなものが増えてきているといったことは私も受け止めさせていただきたいと思います。

そういった中で、あまりそこまで広げていくと広がってしまいますので、あくまで私はインクルーシブ教育、障がいのある、なしにかかわらず同じ場所で学ぶが基本でしょうといったこととお話をさせていただきたいと思います。そこで、これは長い道のりになるのかもしれませんが、これから一つ一つ階段を上るようにして進んでいかなければいけないことなのかなと思っています。もう既に文部科学省においては、インクルーシブ教育システム構築モデルスクールということで平成26年、27年度には新十津川町立新十津川中学校でも実施されていますし、同じように新ひだか町の町立三石小学校でも同じ年度

でされております。もう一つ、モデル地域ということで、これはスクールクラスターと言われているかもしれませんが、同じ年度に知内町教育委員会が町内一円の幼稚園、小学校、中学校、高校の一体的な部分でのモデル地域を構築するためのモデル事業をされているということで、七、八年も前の話でありますけれども、もう既に動き始めてきている。

そこで、私もここで一般質問をしていると遅いのではないのと思われがちで、大変苦慮する部分もあるかと思うのですけれども、今一つ一つ進んでいかなければこの先インクルーシブ教育という部分が達成されないのかと思っています。私の感覚としては、文部科学省が実施していること自体は基本的に分離教育であると私は受け止めているものですから、分離教育ではなくて一緒にしましょう。ですから、特別支援学校があったり、特別支援学級があったりといろいろありますけれども、そこ自体はあっては駄目ということではなくて、考え方の中にはこれも分離教育の一つではないかと受け止めています。ただ、それを必要としている子供たちもいるというのも事実だと思いますので、これを最初から駄目ですということは考えていません。

そういうスタンスを持ちながらですけれども、今後砂川市の教育委員会も含めながら、児童生徒の特別支援に関わる部分でインクルーシブ教育を進めようとしたときには幾つかの壁があると思っています。要するに課題、これを1つずつクリアしていかなければそこは達成できないのかと考えているのですが、指導参事はそちらの専門でもあるかとは思いますが、砂川市としてどのようなことを課題として乗り越えていくことによってインクルーシブ教育が少しでも出来上がると思っているのか、その考え方があれば聞かせていただきたいと思います。

○議長 多比良和伸君 教育委員会指導参事。

○指導参事 堤 雅宏君 今議員さんからご指摘があったように、今はもうダイバーシティー教育という考え方が広く浸透してきている中で、その中のインクルーシブ教育システムの構築という観点から、障がいのある子もない子もできるだけ同じ場で共に学ぶという視点での教育活動の充実というのは大変重要なものであると考えております。インクルーシブ教育システムを推進する上での課題とそれを乗り越える方策ということで現状お話をさせていただきたいと思いますが、インクルーシブ教育システムの構築を進めるに当たっては、障がいのある人、ない人が同じ場で教育を受ける機会を大切にすること、個別の教育的ニーズのある児童生徒に対してはニーズに応えた指導、支援を提供すること、さらには協働的かつ連続性のある学びの場を子供たちに用意すること、ここが重要であると考えております。

それを踏まえまして、現状における課題としましては、児童生徒の実態把握を進める上で特に幼稚園、保育所と小学校間の連携を一層丁寧に行うということ、また義務教育9年間を通じたインクルーシブ教育システムの視点に立ったカリキュラムの編成というのが課題としてあるのではないかと考えております。そのため、課題解決に向けましては、小中

学校において今共通の様式を使用して作成して、子供たちの実態把握を行ったりですとか、情報共有に活用したりしています個別の教育支援計画、個別の指導計画というものがございいます。こちらを同様の様式で就学前段階から作成していただきながら、早期から適切で連続性のある学びの場を用意できるようにしたりですとか、9年間を見通したカリキュラムの編成に取り組んだりしてまいりたいと考えてございいます。

○議長 多比良和伸君 沢田広志議員。

○沢田広志議員 ありがとうございます。本当に大切なことなのかと思ひながら、今お聞かせいただいた部分はニーズに応える指導、さらには協働、連続性を持った学びの場、ここが大きな一つのテーマなのかと。それに当たって具体的にどのように進めていったらいいのかといったことも今ほど答弁いただいたのかと思っております。先ほどの教育長の執行方針の中の特別支援教育の推進に努めるといった部分の中にも今ほど答弁いただいた部分の片りんが掲載されて、お話がありましたので、同じ方向でそういったことが今後進んでいってほしいと改めて思っているところであります。あえてこの場では障がいがあるという言葉を使わせていただきますけれども、指導参事は特性を持って、障がいがあるのではなくて基本的に特性なのです。この特性というのは個々によって違いがある。その個性をどのようにして受け止めて、そして学んでもらうといったところにインクルーシブ教育の一つの部分があるのかと私は思っておりますので、まさに指導参事も特性という言葉を使っていたいておりますので、これからの子供たちには特性をいかにして伸ばしていくのかといった部分をやっていただくことをお願いしたいと思っております。

そういった部分においても、指導する支援員だとか教職員だとか、実際にしようとする正予算もかかると思っています。予算がかかるのはどうしても必要なことだと思うのですが、そういった一人一人の子供たちに対してもしっかりと受け止めていくといったことが、私なりに思うのは飯澤市長が言われている砂川は子育てだといった部分にもつながると思っております。だからといって市長に答弁下さいとは私は今は考えておりませんので。まさにそういったことが今後、私に与えられたのは4年の任期ですから、この中で一つ一つを積み重ねていくためにはこういったインクルーシブ教育を通してやっていただきたい。

私もある奉仕団体に所属しております、毎年市内の特別支援学級の子供さん、先生方、保護者の皆さん方と一緒に交流会を開いております。その中に知っている子がいて、私は商工会議所主催の子供みこしのお手伝いをさせていただいているのですが、その子が来ているのです。練習も来てくれて、本番のときも汗を流しながら一生懸命やってくれている。特性の部分の違いはあるかもしれないけれども、そういった部分で一生懸命やってくれる人方とも接する機会があったものですから、そういったことも含めながら、これは私的にはあしたにでもやってほしいですけれども、段階を踏まないといけない部分、国の流れもありますから、先は長くても一歩ずつ進んでほしいと思っております。

そこで、一例を挙げますと、新聞報道でいろいろ出ていますけれども、根室市の教育委員会さんが北海道で初めてインクルーシブ教育を本格的に導入しようという、年度が明けてから本格的に導入してしまったのです。いろいろ調べさせていただくと、その学校もいろいろな諸事情を含めながら、今の教育長さん、教育委員さん方を含めてみんなで知恵を出しながら今回本格的導入に至ったのかと私は受け止めています。ですから、このように本格的に導入しているところ、規模は違うかもしれないけれども、そういったところをしっかりと見詰めるということも大事だと思いますし、どのような形にしていってこうできたのだろうといったことも大事なのかと。インターネットの時代で、このときの教育委員会の会議録が出てしまっていて、私は教育委員会の中身はきちっと押さえ切れていませんけれども、意見交換という場があって、そのときは教育長さんがインクルーシブ教育について皆さんで意見交換させてくださいと言って、それが会議録で短く、そんなに大きくはないですけれども、読ませていただきました。医療的な形と社会的な部分を含めて、今後のことを含めて、恐らく教育委員さん方といろいろな意見交換をして、それをベースに今後どうしたらいいのかということ考えたのかと思っています。ですから、砂川の教育委員会においても機会がありましたら、インクルーシブ教育ということについても意見交換だとかいろいろな協議の中で話をしてもらえれば大変ありがたいと思っております。

そこで、道のりは長いといいながら、先ほど避難所の関係でも令和8年、義務教育学校開設ですので、この3年の中で義務教育学校が開校していくのであれば、特別支援学級もある中で特別支援教育ということとの連携というか、連動しながらでもインクルーシブ教育というものを一步でも前進した中でやっていくというか、私はやってほしいと思っています。残りというか、3年間ですけれども、3年の中で少しずつつくり上げていくといういいになるかと思うのですけれども、このこと自体の考え方というのはどんなものなのかと思って、あれば考えを聞かせていただければありがたいと思います。

○議長 多比良和伸君 教育委員会指導参事。

○指導参事 堤 雅宏君 義務教育学校が令和8年度開校予定となっております。1回目、2回目の答弁で申し上げましたとおり、学校教育におきましてはインクルーシブ教育システムの視点を踏まえた教育活動を推進することは大変重要なことであり、令和8年度開校予定の義務教育学校においても引き続き取り組んでいく必要があるものと考えております。例えばですけれども、児童生徒同士の交流、協働学習の内容を充実させることはもちろんですが、そういった困難を抱える方を支える立場の方をゲストティーチャーにお招きして体験的な学習を行い、人間の多様性というものを理解し、認め合う学びを進める視点では実に数多くの取組が考えられるかと思っております。こうした具体的な教育活動の内容につきましては、今後市内に現在6校ございます各学校の教員から経験や知識に裏打ちされた様々なアイデアをいただいたり、先進事例を参考としながら、砂川市小中一貫教育推進

委員会においてよりよいものにつくり上げてまいりたいと考えているところでございます。

○議長 多比良和伸君 沢田広志議員。

○沢田広志議員 今後市内の6校の先生方ともいろいろな協議だとか検討だとかということで、私が傍聴させていただいたところの会議なのかと思っておりますけれども、皆さん方の思いも含めてしっかりとやっていただいて、それがインクルーシブ教育につながることをぜひお願いしたいと思っております。

それで、この項目については最後の質疑にさせていただきたいと思うのですが、私は今回インクルーシブ教育について一般質問させていただきました。先ほど言ったように、平成26年、27年頃にはもう既にモデル事業としてもやられているのですけれども、ただいかんせんインクルーシブ教育という言葉自体を多くの皆さんに認知というか、知ってもらうことが少ないように私は受け止めております。ですから、できましたらというか、これから機会あるごとに、インクルーシブ教育とはどのようなものなのか、子供から大人まで多くの年代とか世代の皆さん、障がいのある、なし関係なくインクルーシブ教育の概要、内容等も積極的に周知、皆さんにPRというよりも情報発信をしていただきたいと思いますと思っております。私は必要だと思っておりますので、この辺の考え方があれば聞かせていただければありがたいと思います。

○議長 多比良和伸君 教育委員会指導参事。

○指導参事 堤 雅宏君 現在も各学校においてはインクルーシブ教育システムの視点を踏まえた様々な取組が教職員の創意工夫の下に推進されているところでありますが、障がいのある子供一人一人の教育的ニーズを把握して、持てる力をしっかりと伸ばし、学習や生活で抱える困難さを軽減、改善するための適切な指導、支援を行う特別支援教育の意義と併せまして、インクルーシブ教育システムの視点を大切にされた教育活動を行っていることについて各学校においては学校だより等で保護者の皆様や地域住民の皆様にお伝えするなどの周知を図り、子供たちに多様な人々と協働してよりよい未来を切り開いていくことができる力を家庭、地域とベクトルをそろえて育てていくことができるよう、情報発信に努めるよう働きかけていきたいと思っております。また、今後義務教育学校開校に向けまして教育内容に関わる面から情報発信をする場面がございましたら、インクルーシブ教育システムの視点を大切にされた教育活動に取り組んでいく重要性についてもしっかりと発信してまいりたいと考えております。

○議長 多比良和伸君 沢田広志議員。

○沢田広志議員 ありがとうございます。ぜひそういったことを含めてしっかりと多くの皆さん方にインクルーシブ教育といったものを知ってもらえる機会をたくさんつくっていただきたいと思います。今回初めてこのことで一般質問させていただきましたので、また今後機会を見ながら、動きを見ながらさせていただきたいと思っております。2つ目の項目については終わります。

最後に、3点目であります。生涯学習におけるeスポーツの導入について質問をさせていただいて、答弁をいただきました。その中で、私は生涯学習に視点を置いてさせていただいたところであります。そこで、まさにeスポーツとは何なのでしょうといった部分で、言葉は聞くのだけれども、ただ全体的にeスポーツはゲームということで気になってきている保護者の方々は反応していると。いろいろなものを調べながらいくと、最初の部分なのです。eスポーツイコールゲームセンター、決してそうではないのに、そういう認識というか、そう思ってしまう部分があるのか。ですから、例えば子供がゲームをすること自体に保護者がネガティブになってしまっているといったことがあるとも聞いております。ですが、そういったことではないといったことで切り替えていかなければいけないのだらうと思っております。eスポーツ、これは文部科学省や経済産業省が成長支援を打ち出していますから、国自体がeスポーツをいいものだと、成長させましようと言っている、お墨つきをいただいているということでもありますので、eスポーツ自体が最初見た瞬間から悪いスポーツだとか、そういうイメージではなくて、こういうスポーツがあって、これを理解して、どうやったらこれを使えるのだらうといったことに切り替えていかなければいけないのかと思っております。

そこで、生涯学習だと私は思っております。文部科学省とか経済産業省のお話をさせていただきましたけれども、スポーツ庁には第2期スポーツ基本計画がありまして、定義するスポーツの価値の中に、スポーツで社会を変える、スポーツの価値を共有し、人々の意識や行動が変わることで社会の発展に寄与できる。スポーツは、共生社会、健康長寿社会の実現、さらには経済、地域の活性化に貢献できると銘打っています。それに基づいて、eスポーツについて経済産業省からの依頼という形で、eスポーツについての調査報告がされております。その調査報告の中に一つの提言がありまして、これは先ほど言ったように定義するスポーツの価値にフレームとして設定をして、社会的意義実現に向けた提言をしましょうといったことがありまして、大きく言うと2つありまして、人生を楽しく、健康で生き生きとしたものにするといった中には教育カリキュラムへの導入といった文言も入っていたり、もう一つは共生社会や健康長寿社会の実現、経済、地域の活性化に貢献できるという、このフレームの中では高齢者、障がい者向けの生きがい創出プログラムといったことも提言しましょうということとなっております。ですから、eスポーツ自体は子供だけがするのではなくて、子供たちから高齢者まで幅広くできます。それと、目の前にいる方たちだけではなくて、遠く離れた人方ともできます。それと同時に、ある部分では共生の世界ですから、強いて言うと離れていても共に感じ合いましょうということになるのかと思っておりますので、こういったことを含めたときに、先ほどの教育長の教育行政執行方針の中にも生涯学習についてありました、社会教育の関係から。まさに世代を超えて幅広く使えるeスポーツの導入というのは今後さらに必要なのだと私は受け止めておりますので、であれば生涯学習の中から、例えば今市民大学講座を開いたり、公民館とか、も

ちろん社会教育課でもいろいろな事業展開をしています。そういったところでできたらいろいろなeスポーツについての展開をしていってほしいと思いますし、その前段にはeスポーツとはどういうものなのだろうといったことを知ってもらうことも必要なだろうと思います。そういった事業展開が私は必要だと思うのですが、この辺りの考え方、どう考えているのか聞かせていただければありがたいと思います。

○議長 多比良和伸君 教育次長。

○教育次長 東 正人君 まず、考え方ということでございますけれども、eスポーツは一般的には議員さんが先ほどおっしゃいましたとおり、ゲームという感覚ではございますが、このゲームを通じてチームメンバーとしての役割分担だとか、連携して進めるためのコミュニケーション能力、ゲームの中では様々な問題が発生しますので、この問題を分析し、解決を導き出すための問題解決能力、さらにはチームで行う場合にはチームメンバーと協力して進めますから、チームワーク能力が身につくとされております。また、年齢や性別、体力に左右されずに誰でも楽しむことができるという点が特徴でもありますし、脳を活性化させる効果があることから、認知症予防にも取り入れている自治体もあります。このため、世代間交流の観点からも生涯学習の一つとしての有効性が期待できるものというのを考えております。ただ、一方で、先ほど冒頭おっしゃいましたとおり、これだけeスポーツの人口が増えてくる状況でありますから、ゲーム障害だとか、ゲーム依存症ということも懸念されますので、eスポーツの健全な発展のためには対策の確立は必須だというのを考えております。

ここで生涯学習にどのように生かしていくのかということでございますけれども、eスポーツを生涯学習として取り組むに当たってどのように取り入れて活用していくことが効果的なのかを把握し、そして事業を検討する必要があります。そして、そのためには職員の知識習得というのも必要でもあります。その上で、既存の事業の方向性と在り方について整合性を図りつつ、国だとか自治体の関連する取組とかの把握に努めながら、有効な取組は何なのかというのを十分検討してまいりたいとは考えております。

○議長 多比良和伸君 沢田広志議員。

○沢田広志議員 検討していくということで、ぜひ前向きに検討してほしいと思います。今回は生涯学習に視点を置いておりますので、先ほど少し話をしましたが、今回はそこに入りません。学校教育だとか、高齢者だとか、そちらにはまた違う部分がありますので、入りませんが、この機会にeスポーツとは何ぞや、eスポーツはこういうものだといったことを理解してもらうための努力をしっかりとやっていただきたいということをお話をして、私の一般質問をこれにて終わりたいと思います。

○議長 多比良和伸君 午後1時まで休憩します。

休憩 午前11時57分

再開 午後 1時00分

○議長 多比良和伸君 休憩中の会議を開きます。

午前中に引き続き一般質問を続けます。

高田浩子議員。

○高田浩子議員（登壇） 皆さん、こんにちは。それでは、通告に基づきまして質問させていただきます。

大きな1つ目といたしまして、市職員、市立病院職員の育児休業取得等の状況についてであります。育児休業は、子供を育てる労働者が法律上取得できる休業であり、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」に定められています。育児休業は、原則として子供が1歳に達する日（地方公務員の育児休業等に関する法律（以下、「地方公務員の育児休業法」という）では3歳に達する日）までの期間、育児を目的とした休暇制度であり、労働者の権利であります。「地方公務員の育児休業法」の改正が令和4年5月に公布され、同年10月からは男性も育児休業を取りやすくするための出生時育児休業、いわゆる「産後パパ育休」も始まるなど、育児休業に関する段階的な法整備が進む中、本市職員におきましてもこれらの法改正の趣旨を踏まえ、同様の条例改正が行われているところであります。妊娠、出産、育児等と仕事の両立支援のため、この制度をしっかりと運用し、実のあるものとしていくことが重要であることから、市職員、市立病院職員の職場における状況等について以下のとおり伺います。

（1）過去5年間における男女別の育児休業取得状況について。

（2）といたしまして、令和4年から段階的に整備されている法改正に対する取組状況についてであります。

そして、大きな2つ目といたしまして、本市の就学援助制度についてであります。就学援助制度とは、経済的理由により就学に関する費用（学用品、学校給食等）として、学校で必要な費用の一部を援助する目的で、生活保護を受けている方、またそれに準じて経済的に生活が困窮している方が毎年申請し、該当となれば援助を受けることができる制度です。ただ、この制度は各自治体によって支援内容が異なるようですが、本市の就学援助の内容と認定状況について伺います。

○議長 多比良和伸君 総務部長。

○総務部長 板垣喬博君（登壇） 大きな1、市職員、市立病院職員の育児休業取得等の状況について、私からは市役所職員の状況についてご答弁申し上げます。

（1）過去5年間における男女別の育児休業取得状況についてであります。初めに女性職員の年度別育児休業取得状況は、新規取得者数で申し上げますと、平成30年度、令和元年度は該当者なし、令和2年度は1人、令和3年度は該当者なし、令和4年度は5人で取得率は100%となっております。なお、育児休業取得期間は平均で1年1か月であります。次に、男性職員の状況であります。平成30年度から令和3年度までは0人、令和4年度は1人で取得率は16.7%となっております。なお、育児休業取得期間は1

か月であります。

次に、（２）令和４年から段階的に整備されている法改正に対する取組状況についてありますが、少子高齢化が急速に進行する中、出産、育児等による労働者の離職を防ぎ、男女ともに仕事と育児等を両立できる社会の実現を目指し、育児介護休業法や地方公務員の育児休業法の改正が行われ、その主な内容といたしましては、１つ目に育児休業を取得しやすい雇用環境整備、２つ目に育児休業等に関わる個別の周知と意向確認の義務化、３つ目に出生時育児休業（産後パパ育休）の制度化、４つ目に育児休業取得状況の公表の義務化となっており、その趣旨をもって砂川市職員の育児休業等に関する条例及び砂川市職員の育児休業等に関する規則を改正したところであります。

市役所における法改正に基づく取組状況についてであります。１つ目、育児休業を取得しやすい雇用環境整備としましては、育児休業等を理由とする不利益取扱いの禁止、ハラスメント防止について職員に広く周知を図るとともに、管理職にハラスメントに係る職場外研修を受講させるなど、多様な人材を生かすマネジメント力の向上や子育てに理解ある職場風土の形成を図るなど、雇用環境整備に継続的に取り組んでいるところであります。

次に、２つ目の育児休業等に関わる個別の周知と意向確認が義務化されたことに伴う対応についてであります。法改正される以前からの取組として、産前産後休暇の相談、申出があったときなどの適切な時期において個別に育児休業制度を含めた休暇、休業制度の説明を行うとともに、育児休業取得の意向を確認するなど、職員が円滑に育児休業等について相談し、取得できるよう配慮しているところであります。

３つ目、令和４年１０月から導入された出生時育児休業（産後パパ育休）についてであります。通常の育児休業とは別に子の出生後８週間以内に４週間まで分割して２回まで取得可能な制度であり、市役所の男性職員で令和４年度に育児休業を取得した者については産後パパ育休として休業したものであります。

最後に、４つ目、令和５年４月より育児休業取得状況の公表が義務化されたことに伴う対応についてであります。従来より地方公共団体については地方公務員法第５８条の２に規定する人事行政の運営等の状況の公表に係る規定に基づきこれを公表することとなっており、本市においては砂川市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例により、市役所職員、市立病院職員を併せた形で毎年市のホームページや広報すながわで公表しているところであります。

○議長 多比良和伸君 病院事務局長。

○病院事務局長 朝日紀博君（登壇） 大きな１、市職員、市立病院職員の育児休業取得等の状況について、私からは市立病院職員の状況についてご答弁申し上げます。

まず、（１）過去５年間における男女別の育児休業取得状況についてであります。初めに女性職員の年度別育児休業取得状況は、新規取得者数で申し上げますと、平成３０年度は２８人、令和元年度は１４人、令和２年度は２８人、令和３年度は１２人、令和４年

度は14人で取得率は100%となっております。なお、育児休業取得期間は平均で1年4か月であります。次に、男性職員の状況であります。平成30年度、令和元年度はゼロ人、令和2年度は2人で取得率は11.1%、令和3年度は6人で取得率は27.3%、令和4年度は15人で取得率65.2%となっております。なお、育児休業取得期間は数日から数週間、または長い期間では12か月となっております。

次に、(2)令和4年度から段階的に整備されている法改正に対する取組状況についてご答弁申し上げます。まず、1点目及び2点目の育児休業を取得しやすい雇用環境整備、個別の周知と意向確認についてであります。今ほど総務部長が答弁した市役所における取組とほぼ同様であり、職員の希望するとおりの期間について円滑に育児休業を取得することができるよう配慮しているところであります。

次に、3つ目の男性職員の出生時育児休業(産後パパ育休)につきましては、短期間の休業であっても通常の育児休業と同様に取得することができるような職場環境づくりに努めており、当院においてはこれまで2人が産後パパ育休として休業しております。

最後に、4つ目の育児休業取得状況の公表につきましては、地方公務員法や市の条例に基づき、市役所職員と併せた形で市のホームページや広報すながわにおいて公表を行っているところであります。

○議長 多比良和伸君 教育次長。

○教育次長 東 正人君 (登壇) それでは、私から大きな2、本市の就学援助制度についてご答弁申し上げます。

就学援助制度につきましては、学校教育法第19条に基づき、市内の小中学校への就学が経済的に困難と認める児童生徒の保護者に対して必要な援助を行う制度となっており、制度の対象となる認定基準の設定や扶助額については国が定める要保護児童生徒援助費補助金交付要綱により、国庫補助対象費目を参考として本市教育委員会において定めているところであります。

本市における支援内容としましては、学校生活において必要となる学用品費、通学用品費、校外活動費、体育実技用具費、修学旅行費、医療費、学校給食費、通学費、就学児童生徒学用品費となっており、具体的に申しますと、校外活動費ではネイパル砂川での宿泊に伴う実費分、体育実技用具費では授業に必要なスキー用具を現物支給、医療費においては学校保健安全法で学校病とされている虫歯や中耳炎での通院に係る実費などとなっております。

次に、認定状況につきましては、6月19日現在で小学校の申請数は62世帯83人、中学校では45世帯53人であり、94世帯117人の認定数としているところであります。

○議長 多比良和伸君 高田浩子議員。

○高田浩子議員 それでは、順に質問していきたいと思っております。

まず、大きな1つ目です。市役所、病院と答えていただきました。その答弁の中で、育児休業取得について女性職員については市役所、市立病院の両方とも100%の取得率になっていることが分かりました。大変よいことだと思います。ただ、一方で男性職員については、市役所では最近になって取得された方がいらっしゃる、そして10%台、市立病院では2年度から毎年のように取得者がいらっしゃる、4年度では15人の取得で65.2%ということで、かなり違いがあることが答弁していただけて分かりました。それぞれ職種も違いますし、職場環境も違うのですけれども、産後パパ育休についても市立病院、そして市職員も取得をしており、それを公表しているということもお話の中でありました。職場環境も違うので、事情が大分異なるのではないかと考えるのですけれども、さらに詳しいところをそれぞれ伺いたいと思います。

まずは、取得者が多かった市立病院から聞いていきたいと思うのです。1つ目と2つ目と併せて質問していきたいと思うのですけれども、看護師さんが多い、女性の方が多い職場ではないかと思われれます。それで、私も保育士で、保育園の中には看護師が看護師枠として働いている場合があります。その看護師さんに伺うと、病院で働きたいのだけれども、病院だと休みづらい、そしてシフトを変えづらい、子供に熱があっても代わりがなかなかいないという声を直接聞いたりしております。それで、看護師として働き続けたかったのだけれども、子供が3歳ぐらいになるまでは、保育園ですと、今保育士不足とかはあるのですけれども、例えば砂川市でありますと公立の園でありますし、園長先生から資格を持っていらっしゃると思います。そういった感じでフリーの方が数名常にいる状態で、だからお休みしても大丈夫という環境が一応整っているのです。保育園ですと子供が熱を出したときに早く帰りなさい、早く帰ってちょうだいと言われるのだけれども、病院ではそういうわけにはいかなかったという声を聞いていたのです。そんな中で、保育士もそうなのですが、看護職員もそういった形で病院で働きたいのだけれども、働かずに保育園で看護師枠として働いたり、ほかの施設等で働いたり、そういう状況があると思うのですけれども、看護師不足と言われている中、休業される部署ではどのように対策されているのかについて伺いたいと思います。

○議長 多比良和伸君 病院事務局長。

○病院事務局長 朝日紀博君 看護師不足の中で育児休業を取得する看護師が多い中で、部署ではどういった対策を取っているのかと。まず、過去5年間における全育児休業取得者を職種別に割合で見ていきますと、看護職が74.8%、医療技術職が17.6%、事務職が3.4%、医師が1.7%、その他2.5%となっております。全職種に占める看護職員の割合というのが最も多い状況となっております。ご質問にありました休業による対策についてでございますけれども、人事異動、あと会計年度任用職員の採用などを行って配置人員を下回らないような対策を図るとともに、各部署においては業務マニュアル等の作成であるとか、誰もがスムーズに業務を行えるような体制を整備しているところ

でございます。

○議長 多比良和伸君 高田浩子議員。

○高田浩子議員 それでは、続いて質問させていただきたいと思います。

会計年度任用職員や配置基準を下回らないように対策されているというお話でした。全国的にも看護師さんも休みを取りづらかったり、皆さんに迷惑をかけるという部分で、休めるのだけれども、休みを言いづらい。そして、退職せざるを得ないという状況があるお話もよく伺うのです。ですので、今後は少しでも解消できるような職場づくりについて取り組んでいただきたいと思います。

続きまして、市役所で聞いていきたいと思います。病院でも今伝えさせていただいたのですけれども、制度があっても活用できないという声が全国的に20代、30代、そもそも結婚しない、したくてもできない、お金がない、結婚しても子供さんをつくらない、子供の人数が少ない。そして、女性は特に子育てしながら働くのは非常に大変だという声をたくさん聞いております。そんな中で、市役所も(1)と(2)と併せて質問していきたいと思うのですけれども、職員が育児休業を取得した場合の、先ほどから言っていますが、休みづらいというところなのですけれども、どのようになっているのかについてまず伺いたいと思います。

○議長 多比良和伸君 総務部長。

○総務部長 板垣喬博君 職員が育児休業を取得した場合の代替りの任用という観点かと思えますけれども、職員が育児休業を取得する場合につきましては、規則によりまして原則として取得する日の1か月前までに手続を行っていただくことになっておりますが、実際のところは取得以前、これは数か月前になるのですけれども、本人の意向等も踏まえて、育児休業期間であったり、あるいは復職の予定等を事前に聞き取りをして把握しているというのが現状でございます。そのため、育児休業に入る時期や職員の職種や職責などによっても異なってはきますけれども、人員配置のほか、必要な部署についてはあらかじめ会計年度任用職員を募集するなどして、またなかなか正職員での人員配置というのが難しい点はあるのですけれども、それらも踏まえて配置替え等の検討もしながら、現状に応じた組織体制といったものを整えるために業務に支障が出ることのないよう、職場環境に配慮して人事配置については最大限その辺については努めているという状況でございます。

○議長 多比良和伸君 高田浩子議員。

○高田浩子議員 それでは、続いて質問させていただきます。

職場環境に配慮していらっしゃったり、新規採用や会計年度任用職員を公募したりしているというお話でした。ずっとフルで働いていて、休んでしまうと不安だとか、今後どうなるのだろうか、そして今まさにおなかの中に赤ちゃんがいる方はマタニティブルーとか、いろいろなことで不安を非常に抱えている時期なのではないかと思うのです。そして、子供が生まれた後は、時短とか、今後どうしたらいいのだろうかという非常に不安の中で産

休を取った後、育児休暇を待たずして辞めてしまうという、悩みを抱えた方々もたくさんいらっしゃるわけなのです。そんな中で、育児休業を取得した場合、職員の職場復帰に当たって現状とその取扱いについてどうなっているか伺いたいと思います。

○議長 多比良和伸君 総務部長。

○総務部長 板垣喬博君 育児休業を取得した職員の職場復帰に当たっての取扱いということだと思いますけれども、こちらにつきましては、これも規則によりまして育児休業の期間が満了したときには速やかに特別な場合を除き職務に復帰するものということになっております。男性職員につきましては、休業後スムーズに職場復帰をしていただくということで特に問題はない部分でございますけれども、休業後の女性の職場復帰に際しましては、復帰前に必ず面談を行いまして、その中で本人の希望や職場の状況に加えまして母子の健康状態といったものも把握、確認しながら、場合によっては部分休業ですとか、あるいは育児短時間勤務といった制度も活用した中で勤務時間を短縮した中でならし勤務的な復帰しやすい職場環境づくりといったものに今取り組んでいるところでございます。

○議長 多比良和伸君 高田浩子議員。

○高田浩子議員 職場復帰したときに備えての様々なお話を伺うことができました。今後休んで、初めてだったり、2人目、3人目だったりしても毎回初めてのことで、子供を産んで育てるということは大きなストレスがかかって、心も体もストレスがかかってしまうことなので、十分に配慮して、休んでも働きやすい環境づくりに取り組んでほしいと思います。

それで、先ほどから男性職員について伺いましたけれども、男性、女性関係なく育児、そして共に分かち合い、生活するということはこれから特に、私たちの時代ではなく、これからの時代は特に重要になってくると思うのですが、病院はそもそも女性の方が非常に多い職場だということで、昔からそういうところで、役所とは環境が違うとは思いますが、そういった形で女性の多い職場ではたくさん育児休業等を取得していている状況があって、その話を聞いて、さらに市役所の職員は今から少しずつみたいな感じのイメージで先ほどから聞かせていただいたのですが、男性職員について今後特に非常に大切になってくると思うのです。先ほどからも伝えているように、子供を産んで育てるということは男性、女性関係なく家族みんなで育てていくことでありますので、そういったことで今後の男性職員の育児休業の取得の向上に向けた取組について伺いたいと思います。

○議長 多比良和伸君 総務部長。

○総務部長 板垣喬博君 市役所の男性職員における育児休業の取得という部分でございます。国における働き方改革の取組でありましたり、家族との生活をより重視する志向の高まりによるワーク・ライフ・バランスの実現が注目される中、令和4年度に初めて市役所においては1人が男性職員として育児休業を取得したところでございまして、実は今年度におきましても現在新たに1人が取得中という状況でございまして、徐々にではありま

すけれども、市役所の職場においても仕事と子育てを両立できる職場環境づくりが徐々に進みつつあるのかとは考えているところであります。厚生労働省による調査などを見ますと、一般的に男性職員が育児休業を利用しない理由としてですけれども、収入を減らしたくない、これは育児休業手当金ということで通常の3分の2の手当が期間に応じて支給されるのですが、そういった部分で収入を減らしたくないといった理由が挙げられています。また、職場が休業を取得しづらい雰囲気だから、これは職場の理解がなかったからということと同じ回答になるかと思えます。また、業務が多忙で休業を取得できる状況ではない。自分にしかできない仕事や担当している仕事がある。また、少人数の係であり、自分が抜けると仕事が回らなくなる。こういったものが主な要因として言われているのが現状でございます。

実は私も、男性職員が初めて育児休業を取得したのが令和4年というお話をしましたけれども、その際に関わったということがございます。それは当時私の部下であった職員なのですけれども、育児休業を取得する半年ぐらい前に相談をされました。こういう事情で育児休業を取得したいのですけれどもと。私もそのやり取りの中で、先ほどもお伝えしましたが、世の中の流れとしてはワーク・ライフ・バランス、あるいは仕事と家庭の両立が掲げられるようになってかなりの時間がたっていますけれども、なかなか現実はその方針に追いついていないのが現状ですと。男性職員が育児休業を取得し、家事や育児を夫婦で分担することによって大変な時期の奥さんの育児の負担を軽減する、あるいはお子さんが成長していく過程にしっかり父親として関わっていくことは必要だし、大事なことなのではないだろうか。そして、これから同じような場面を迎えるであろう後輩たちに男性の育児休業取得という道を開く意味においても取得することを応援すると、こういうお話をした記憶がございます。そのためにも、早くから職場内で上司や同僚、後輩の理解、コンセンサスを得ていこうではないかと。業務や市民サービスに支障が出ることのないように、引継ぎの準備にも万全を期していこうと。こういうお話をした記憶がございます。結果としてその後その男性職員は異動となりましたけれども、本人は異動先においても職場の理解を得る努力をした中で、また育児休業期間中については上司や後輩職員が一生懸命業務に支障がないようにということでその穴を埋めて頑張ってくれたおかげで無事取得することができたということでございます。

そういった意味で、仕事と家庭の両立しやすい職場環境づくりというのは優秀な人材の確保であったり育成、定着につながるものでございますし、特に男性職員の育児休業の取得促進につきましてはまずは休業を取得しやすい職場環境を整備することが最も重要なものと考えております。そのため、育児休業に係る研修、相談体制の充実、取得事例の収集、その提供、取得促進に関する周知など先進地の事例も研究しながら取組を進める一方、休業による職場内での協力体制であったり、また代替職員が必要となる部署については人事配置等を考慮しながら、より一層働きやすい職場環境の整備にこれからも引き続

き努めていきたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長 多比良和伸君 高田浩子議員。

○高田浩子議員 今お話を伺ったところによると、総務部長が関わったということで、そういった経験というのは大きく、これから一歩ずつ踏み出していくことによって大切なのではないかと思うわけなのですけれども、これらを踏まえて、市長は今回市長になられて、子供を産み育てるなら砂川、そして子育てに力を入れていきたいというお話を常日頃、先ほどの市政執行方針の中でもありましたが、今回子供に関する様々な施策や予算も行われておりますけれども、全体を通して、今育児休業について職員のという話でしたけれども、現段階での市長の考えについて伺いたいと思います。

○議長 多比良和伸君 市長。

○市長 飯澤明彦君（登壇） 今ほど市長の考え方をということで、ご答弁をさせていただきたいと思います。

子育てに関する環境は、時代によって相当大きく変化してきていると思います。そこに育児の在り方、また育児環境等々も変化して、あらゆる面から考えていかなければならないものと思っております。子供を育てるのは母親だけではなくて、夫婦で、さらには周りの人も手助けをしながら子育てができるのが一番いいのだろうな、理想だとは思ってございます。母親は、妊娠、出産、育児、そして仕事を持っていますと身体的な負担、そしてまた精神的な負担、子育てをしていく上では経済的な負担が生じて重くのしかかってくると、そのように認識もしてございます。今ほど男性の育休というお話もありましたけれども、男性の育休が子育てをする母親にとってすごく力強い支援になってくると私も考えてございます。男性の育休、今までは少なかったのですけれども、時代とともに子育ては共に進めていこうという、ここは徐々に浸透しつつあるものと認識しています。男性が育休を取る上では、職場の環境、そこが重要なことになってくると思いますので、当事者ばかりではなくて、周りの係、課、それこそ管理職、全てが子育てに関する負担を当事者に対して寄り添って応援してあげられる、そのような体制をこれからも進めていきたいと、そのように考えてございます。

○議長 多比良和伸君 高田浩子議員。

○高田浩子議員 市長のまた新たな考えを伺うことができまして、市の職員の方が皆さんあまり考えることなく安心して取得することができる環境づくりにこれからも取り組んでいただきたいと思います。

それでは、大きな2つ目の就学援助制度について伺いたいと思います。答えていただいた内容について順に質問していきたいと思います。認定状況については理解することができました。そんな中で、支援内容についても分かったのですけれども、周知方法や支給までの申請方法についてまず伺いたいと思います。

○議長 多比良和伸君 教育次長。

○教育次長 東 正人君 周知方法、そして支給までの申請方法に関するご質問かと存じます。初めに、周知方法については、広報すながわや市のホームページのほか、小学校、中学校の入学前にそれぞれに一日入学体験や説明会がありますので、その際に周知を図っております。申請方法については、入学前に支給を希望する保護者のための新入学児童生徒の学用品とそれ以外では申請方法が異なっております。申請の時期及び支給に関する時期につきましては、新入学児童生徒の学用品費を入学前に支給を希望する場合には小学新1年生では1月初旬に申請書を送付し、1月末までに教育委員会へ提出していただき、2月末に支給しております。また、中学新1年生においては、小学6年生のときに就学援助の認定を受けている方が対象となりますので、申請の必要はなく、小学新1年生と同様に2月末日に支給をしております。また、入学前に支給を希望しない小学新1年生や小中学校の在校生につきましては、2月上旬に学校から申請書を送付し、このうち小学新1年生では在学の兄や姉がいる場合及び在校生につきましては3月上旬までの期限とし、小学新1年生で在学する兄、姉がいない場合につきましては4月上旬を期限として提出していただいているところであります。

○議長 多比良和伸君 高田浩子議員。

○高田浩子議員 新入学に関わる申請方法や周知方法についてお話をさせていただきました。私は、先日子供の貧困問題の研修に行っていました。そのときに、貧困というのは連鎖するというお話がありました。実際に私も学童指導員や保育士としてたくさんの子供たちと関わってきた場合において、大変なおうちがたくさんある。そして、就学援助に関しましても対象であるはずなのに申請することができていないという状況も見たことがあるのです。対象の方が全員申請できるような取組を今後していただきたいと思うわけなのです。先ほどからも申しておりますように、私の場合は保育園なのですけれども、担任が、学校も同じだと思うのです。一人一人の家庭の状況を一番分かっているのは担任なのです。研修の中でもお話があったのですけれども、そういった家族や子供たちの大変さが行政までなかなか届かないということが、研修の中でも共助では難しく公助が非常に大切というところで伺ったところなのです。ですので、今後も教育委員会として学校長、そして各担任に、大変そうなおうちで申請していない人はいないのかとか、あと少し細かくなりますけれども、一人も残すことがないように支援するように今後取り組んでいただきたいと思えます。

それで、就学援助の新1年生についてなのですけれども、今ランドセルが非常に高くなっております。私が知っている本州のある市では、新入学の1年生全員にランドセルを配っているという市もありました。そうすると、ランドセルも多少金額の差もあって、色とか形とか、あと柄がついている、こんな模様がついているとか、そういういろいろな差も解消できるのかと思った次第なのですけれども、そういった形で近隣の市町村では、そういった方に小さい市町村だったらランドセルを買う費用として提案するのもいいねという

言葉を聞いたりもしたわけなのですけれども、先ほどから聞いておりますと、まず2月にいただくことができるというお話でした。2月ですと、以前は5月とか6月とか、学校が始まってからお金が下りてくるという、そういう形。仮払いをしなくてはならない。まず、お金がないというところで、砂川市はまず2月に受け取ることができるということで、それはいいことだと思うのですけれども、調べたところによると、2月よりもっと早く、ランドセルとかを購入し始めるのは年前から準備されたり、あとは卒園式、入学式の保護者の服、そして子供たちの服、それぞれ洋服を替えてくるおうちもあるのです。そんな中で、大変なおうちは一日でも早く申請して、支給されることが望ましいのではないかと思うのですけれども、新1年生の入学準備期間をはかる観点からも、支給時期を今伝えたようにもう少し早めることはできないのでしょうか、その点について伺います。

○議長 多比良和伸君 教育次長。

○教育次長 東 正人君 新入学の学用品費の支給時期に関するご質問かと思えます。先ほど申請から支給までの新入学者の受付時期については1月上旬に申請書を配付しているということをお答えしたところなのですけれども、新入学の予定者については1月上旬に確定をさせております。この確定後、入学通知書とともに申請書を送付していますので、2月末に支給する流れとなっております。また、砂川市を除く全道34市における取組状況を見ますと、2月以前に支給している市が3市ございましたので、この状況を踏まえまして情報収集の上、必要性や適切な事務処理などを考慮しながら慎重に支給時期について検討してまいりたいと考えております。

○議長 多比良和伸君 高田浩子議員。

○高田浩子議員 北海道でも町村ではなく市において3市があったという内容でした。一日でも早く、仮払いすることなく対象の方に支援していただきたいと思うわけなのですけれども、先ほど一番最初の支給内容の中に体育用品費というところでスキー用具があったかと思うのですが、スキー用具はスポーツ店とかがあると直接行って、この中から選んでくださいとか、ここは対象外なので、追加料金がかかりますとか、いろいろ選ぶことができるのではないかと思うのですけれども、砂川市はスポーツ店がないようなのですが、その辺はどのようにしているのか伺います。

○議長 多比良和伸君 教育次長。

○教育次長 東 正人君 体育実技用具費の支給手続に関するご質問かと存じます。市内にはスポーツ店はないのですけれども、スポーツ用品を取り扱う事業者の支店がありますので、この事業者を通じてスキー用具を支給しております。また、支給の手続としましては、初めに教育委員会が保護者の希望調査を行い、その後スキー用品の引換券及び引換日程についてご案内をしております。用品の引換えについてなのですけれども、場所は公民館で行っております。取引業者に幾つかの用品を持ち込んでいただいて、その中から用具を選んでいただき、引換えを行っている状況になります。

○議長 多比良和伸君 高田浩子議員。

○高田浩子議員 スキー用品については、前もって申請して、サイズ等を確認した上、公民館で行っているというお話でした。その内容について、一番最初にいろいろなのが伝えられたかと思うのですけれども、私は近隣の市町村だけでこれぐらい資料を集めさせてもらったのですが、近隣の市町村だけでも、例えばジャージ、クラブ活動費、生徒会、PTA、アルバム、オンライン学習、拡大教材費、校外学習等、まだ砂川市では対象になっていないものがたくさん各自自治体で対象になっていたのです。そんな形で砂川市も広げてもらいたいと思うわけなのですけれども、さらに今後内容を充実させるという考えについてまず伺いたいと思います。

○議長 多比良和伸君 教育次長。

○教育次長 東 正人君 支援内容についてさらに充実させることはできないのかというご質問でございます。ご指摘のクラブ活動費とか生徒会費、PTA会費につきましては、学習指導要領に基づく教育活動とは若干異なりまして、それぞれの自治体が負担する費用を含めて任意で決めることができます。このことから、支援内容につきましては道教委の通知も踏まえまして市教育委員会としてその必要性をしっかりと見極め、支給の対象とするかどうかについて慎重に検討してまいりたいと考えております。

○議長 多比良和伸君 高田浩子議員。

○高田浩子議員 近隣の市町村で同じような環境でこれだけのいろいろな種類の新たな支援があるということで、内容についてもよく検討して、項目を増やしていただきたいと思うわけなのです。これから義務教育学校、学校が1つになるという状況もあります。そんなところで、最後に教育長に全体を通して就学援助についての考えを伺いたいと思います。

○議長 多比良和伸君 教育長。

○教育長 高橋 豊君 (登壇) 就学援助につきまして教育長の考えをとということですので、今種々答弁をさせていただきましたので、就学援助を必要とするご家庭、経済的に大変だというのは十分に認識をしております。また、支給対象になる費目については時代の流れの中で毎年いろいろと見直していくと、これは必要だと思いますし、その中で今回費目が決定をされてきているということもありますけれども、次年度に向けてもきちんと支給が必要なかどうか、この費目の確認、検討はさせていただきたいと思いますので、もし必要だと判断されれば、これはもちろん前向きに検討させていただきたいと思います。

○議長 多比良和伸君 高田浩子議員。

○高田浩子議員 教育長からのお話もありました。教育長も先ほど教育執行方針でも経済的理由による就学困難と認められる世帯に対して就学援助制度を適正に運用し、公平で的確な支援に努めてまいりますとありました。今後支援される方の漏れがないようにということと、砂川市で今必要なのは何かというところを見極めて進めていっていただきたいと

思います。

以上で質問を終わらせていただきます。

○議長 多比良和伸君 10分間休憩します。

休憩 午後 1時54分

再開 午後 2時03分

○議長 多比良和伸君 休憩中の会議を開き、一般質問を続けます。

小黒弘議員。

○小黒 弘議員 (登壇) それでは、一般質問を始めます。

まず、大きな1点目は市議会議員選挙についてです。4月23日を投票日とする市議会議員選挙が行われました。以下について伺います。

まず、1点目、投票率は58.94%とこれまでで一番低かったのですが、この結果をどのように分析されているのかを伺います。

2点目、年代別の投票率は調査されているのかどうかお伺いをします。

3点目、他市町と比べ、投票結果が大幅に遅れましたが、その要因についてを伺います。

4点目、市のホームページの選挙速報が分かりづらく遅かったですけれども、その改善についてを伺います。

大きな2点目は、不登校の児童生徒についてです。文部科学省は、病気や経済的理由を除き、年間30日以上学校を欠席した児童生徒を不登校と呼びますが、その前段階の児童生徒を含め、全国的に大きく増えているようです。そこで、以下について伺います。

まず、1点目、市内小中学校で不登校の児童生徒は何人ぐらいいるのかお伺いをします。

2点目、不登校児童生徒を含め、学校に行きづらいなどの相談はどこで受けているのか、またその件数を伺います。

最後に、3点目、令和8年度には市内に義務教育学校が1校になりますが、開校までと開校後の対策についてを伺います。

以上です。

○議長 多比良和伸君 選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長 板垣喬博君 (登壇) 私から大きな1、市議会議員選挙について、(1)投票率が58.94%とこれまでで一番低かったが、この結果をどう分析しているのかについてご答弁申し上げます。令和5年4月23日執行の砂川市議会議員選挙につきましては、選挙当日の有権者数1万3,801人に対し、投票者数8,134人であり、投票率は58.94%という結果となりました。前回、平成31年の市議会議員選挙における投票率は63.75%でしたので、比較すると4.81%の減となり、議員ご指摘のとおり過去最低の投票率を更新する結果となったところでありますが、今回の統一地方選挙における各市議会議員選挙の投票率の全国平均は44.26%、全道平均は47.52%といずれも過去最低となっております。この要因についてであります、一般

的に選挙の投票率は投票日の天候状況、地域における行事、イベントの有無、選挙の争点や候補者の顔ぶれなど様々な要素が総合的に影響するものだと言われておりますが、本市のみならず全国的、全道的に地方選挙投票率の長期低落傾向が続いている現状を踏まえ、有権者の政治への関心が薄らいでいることが最も大きな要因であるのではないかと分析しているところであります。

次に、(2)年代別の投票率は調査されているのかについてであります。年代別の投票率につきましては国政選挙においても地方選挙においても国あるいは北海道による統一的な全数調査、集計といったものは実施されておられません。このことから、本市においてもこれまでこのような調査を実施したことはありませんでしたが、このたびの市議会議員選挙の投票率の低さを踏まえ、本市有権者の傾向を把握し、今後の対策への検討材料とするため、新たに年代別の投票率について調査、集計を行ったところであります。この調査結果について概略を申し上げますと、10代の投票率は40.63%、20代は37.95%、30代は47.80%、40代は54.95%、50代は61.87%、60代は68.65%、70代は70.75%、80代は60.35%、90代以上は33.92%という結果となっており、投票率の低い年代は90代以上を除きますと低い順に20代、10代、30代、40代であったということ把握したところであります。

次に、(3)他市町と比べ投票結果が大幅に遅れた要因についてであります。公職選挙法第6条第2項において、選挙管理委員会は選挙の結果を選挙人に対して速やかに知らせるように努めなければならないと規定されており、開票を速やかに行うことは選挙管理委員会に課せられた責務の一つであると考えております。本市では、従来から投票用紙計数機や読み取り分類機の導入のほか、開きやすい機能を持つ投票用紙を採用するなど、速やかな開票を行うため、その対策に努めてまいりましたが、一方で投票を点検し、候補者の得票数を決定する開票事務については正確性が何よりも強く求められるものでもあります。選管事務局といたしましては、市議会議員選挙においては特にこの正確性が重要であるとの認識から、開票事務に当たる事務従事者に対して事前に開票終了時間の早さよりも正確性の確保を第一に事務に臨むことを重点的に周知してきたところであります。

このたびの市議会議員選挙については、全ての開票事務が終了したのは23時56分であり、前回選挙における終了時刻の23時11分と比較すると45分遅かったということになります。この要因につきましては、投票用紙計数機や読み取り分類機などの機器に不具合はなく、事務従事者による開票事務についてもおおむね順調に前回選挙と同等かやや速いペースで進んでおりましたが、選挙立会人による点検作業において前回よりもかなりの時間を要したということが大きな要因であったと把握しております。選挙立会人は、各候補者からの届出により合計で10名までが開票作業に立会できるものであり、開票に関する事務の公正な執行を監視することが任務となっております。選挙立会人の点検に要する時間については個人差が生じることもあり、今回のように開票時間に影響を及ぼすこと

は十分にあり得ることと考えており、このたびの開票の遅れについては選管事務局といたしましては丁寧、慎重に点検作業をしていただいた結果と捉えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、（４）市のホームページの選挙速報が分かりづらく遅かったが、その改善についてであります。このたびの市議会議員選挙の開票速報につきましては、２１時の開票開始後、２２時１０分に１回目、その後開票事務の進み具合を勘案しながら全部で３回の速報を行い、速報方法については開票所での場内発表、それと同時に会場内での速報用紙の配布、地域交流センターゆうの交流スペースのディスプレイへの表示、さらに市のホームページで速報を併せて行ったところであり、市役所に待機している職員が開票所からの連絡を受け、その情報を基に更新作業を行うという流れであり、開票所での場内発表からは若干のタイムラグは生じますが、おおむね１５分後ぐらいにはホームページでの速報が更新されるという仕組みとなっております。

このたびご指摘のホームページでの速報が遅かった。うまく最新の情報が見られなかったという件についてであります。市のホームページの更新が完了しているにもかかわらず、アクセスする側のパソコンやスマートフォンの設定等によってはいつまでも新たな更新ページを閲覧することができないといういわゆるキャッシュが影響した事象だと推察されます。この事象が発生した場合、ホームページの修正箇所や変更内容を確認する場合には強制再読み込みやキャッシュのクリアといった方法で表示を最新の状態にすることが必要になります。今回の市議会議員選挙においてはホームページの開票速報に関する苦情は特にいただいておりませんが、このキャッシュの影響により起こり得る事象につきましてはホームページ等でより分かりやすく周知するとともに、その対処方法についても丁寧な説明を掲載するなど、次回の選挙に向けた改善を図っていきたくと考えております。

○議長 多比良和伸君 教育委員会指導参事。

○指導参事 堤 雅宏君（登壇） それでは、私から大きな２、不登校の児童生徒についてご答弁申し上げます。

初めに、（１）不登校児童生徒数についてであります。文部科学省の調査では、不登校児童生徒とは何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因、背景により登校しない、あるいはしたくてもできない状況にあるために年間３０日以上欠席した者のうち、病気や経済的な理由によるものを除いたものと定義しています。本市においては、令和４年度１年間で該当する児童生徒はおおむね２０人程度でありました。また、教育委員会としましては、よりきめ細かに児童生徒の状況を把握する観点から、病気欠席を含め、連続して５日以上、また断続して７日以上欠席があった児童生徒について毎月学校から報告を受けることとしており、令和４年度においては、月により違いはありますが、１５人程度と報告を受けているところであります。

次に、（２）相談をどこで受けているのかと件数についてであります。初めに相談し

たい児童生徒、保護者の考えに基づき、管理職、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、指導参事が学校や公民館のほか、必要に応じて家庭訪問を行い、児童生徒本人や保護者から相談を受けております。相談件数ですが、令和4年度のスクールカウンセラーの相談件数は延べ43件、スクールソーシャルワーカーの相談件数は延べ114件でありました。

最後に、(3)義務教育学校開校までと開校後の対策についてであります。令和8年度開校予定の義務教育学校には、現在なかなか学校に足が向かない児童生徒が学校生活に戻ることができる足がかりとして校内型適応指導教室を設置することとしております。適応指導教室とは、居場所の確保を目的としたものではなく、社会的な適応能力を身につけ、児童生徒に生きる力を涵養するための施設であり、基本的にはその第一歩として通常の学校生活に戻ることを目指す場所であります。そのことから、校内型適応指導教室を設置することにより段階的に通常の学校生活に戻るための手だてを講じやすくなります。ただ、不登校に至る主たる要因は家庭環境や友人関係、学習意欲の低下といった事象が複合的に絡み合うケースもあることから、不登校の児童生徒の多くが学校や社会と距離を置く傾向にあるため、状況が改善されにくいという側面もあります。現在不登校の状況にあり、スクールソーシャルワーカー等との相談により支援を行っている児童生徒や保護者がおりますが、適応指導教室設置後には基本的に適応指導教室に相談専門員の配置を考えておりますので、開校前の取組を丁寧に継続しながら、適応指導教室利用に滑らかな接続を図りつつ、通常の学校生活への復帰への支援に努めてまいりたいと考えております。

○議長 多比良和伸君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 それでは、順次質問をしていきたいと思うのですが、今回の選挙、自分でも立候補して投票される側だったのですが、投票率の低さに驚きました。私は今回で8期目になるのですが、自分が一番最初に立候補したときは80.85%、次は81.35%だったのです。物すごい数字ですよ。そこからだんだん下がって行って、平成27年は一回だけ無投票というのがあったわけですが、今では60%を切るというように非常に低い。これは、我々立候補する側にとってみると非常に残念なことなのです。より多くの方々の選任を受けてこの場に立っていたいというのが議員の思いですから、その方々が減ってきてしまうのは残念なことだと思うのですが、先ほど総務部長は有権者の政治への関心が低くなっているのではないかというお答えがありました。これは私たちの責任でもあるわけですね、私たちは政治を担っている者ですから。ただ、全国平均のお話があって、44%と。こうなると、50%を切ってしまったら、例えば今回は市長選挙はありませんでしたけれども、50%以下での投票なんていうのは考えられないですよ、過半数を切ってしまうなんていうのは。ただ、そこには踏みとどまっていて、何とか58%ということだったわけなのですけれども、先ほど言ったように私が最初ときは80%もあった。これがだんだん下がってきたということはそれなりの、政治への

関心ばかりではなくてもあるのではないかと一生懸命探してこれまできたわけです。

それで、砂川の場合は投票がしづらいという声があるのです。つまり地域によって投票所が遠いところがあるのです。これは、今回こうやって私が通告をしたら、お二人ほどの議員さんから、私も同じことを言われたのだと言われているのです。どうですか、皆さん、そんなこと言われたことは。一番分かりやすくそう言われるのです。私が聞いてなるほどと思うのは、新石山団地がありますよね、子どもの国、石山の近くになりますけれども、ここの投票所は北コミなのです。考えてみたら、石山の麓から国道を渡って、まだその先です。あかねの一番先まで行かなければならない。これは、なかなか大変だと思うのです。そういう場所はほかにもまだあるのだらうと思うのです。先ほど年代別の投票率を調べて、たまたま今回調べていただいたようで、結果としては若い人たちの投票率が下がっていて、年代を追うごとに60代、70代、80代の方々は選挙に行こうという気持ちがあるのです。ところが、先ほどそう言われた方々はお年寄りなのです。これを見てみると、年を取った方々は真面目、若い人が真面目ではないとは言いませんけれども、選挙に関心がある、政治に関心がある。私たちの生活はこの議員をどう選ぶかにかかっているのだみたいな、大げさに言うとそれぐらいまで関心を持っていただいている年代の方々だらうと思うわけです。先ほどの話と通じるのです。この方々が投票に行きづらくなっているのです。これを市長に質問するのはおかしいかと思いつながらするのですけれども、市長の投票所はどこですか、聞かせてもらえますか。

○議長 多比良和伸君 市長。

○市長 飯澤明彦君（登壇） 私の投票所というお話なのですけれども、石山中学校でございます。

○議長 多比良和伸君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 こんなことで市長を引っ張り出して申し訳ないのですけれども、私ははっきり北コミだと思って聞いたのです。あの道路を境にして石中と北コミが分かれているのかと実は思って聞いたのですけれども、それではなくて石中、近いところですよ。そのぎりぎり辺りのところから先ほど言ったとおりに北コミというところが、ここは物すごく大きな範囲の中で、何をこのとき言いたいかという、そろそろほかのまちではワゴン車による投票という、つまり期日前投票の投票箱がご自宅の近くまで行きますというやり方をし始めているのです。私は、これはそろそろやらないと駄目かと。同僚議員が、前回かな、前に投票所の在り方みたいな質問をして、土足が可になったということは大分ありまして、そのときも今後そういう方向も探っていきたいようなお話があったのですけれども、ここは投票率の低さと併せてぜひともやっていただきたいと私は思っているのですが、市長、そろそろこんな考え方をやっていただくような砂川市になってきているのではないかと思うのですけれども、そのまま立っていただいて答弁ができますので、市長にぜひ伺いしたいと思います。

○議長 多比良和伸君 小黒議員、これは市長は答えられない質問だそうなので、担当にしたいと思います。

選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長 板垣喬博君 私から、今投票率が議員さんご指摘のとおり8期のこの間に83.41%から58.94%まで低下してきたというお話がございました。先ほど私の1回目の答弁の中で有権者の政治への無関心が影響している。政治への関心が薄らいできているのではないかということが大きな要因だとお話をさせていただきましたけれども、ほかの自治体の例も参考に言わせていただきますと、なぜそのように考えたかという部分でありますけれども、今回の統一地方選挙においては市議会議員選挙を実施した市が21市ございました。前回無投票のまちが1つありましたので、前回と比較できるのは20市ということになるのですけれども、その20市のうち、前回の平成31年の選挙時より投票率が落ちている市が実は18市ございます。投票率が上がっているのは2市のみということで、1つは函館市、これは49.30%から58.12%まで約8.82%伸びております。もう一市が伊達市、これが58.41%から61.30%ということで2.89%増になっているということでありまして、この2市につきましては、もう皆さんもご承知かとは思いますが、有権者の関心が高いと思われる市長選が同日に執行されております。函館市の市長選は現職と注目の新人、職員の方、それから伊達市の市長選については24年ぶりの市長選挙ということで新人対決という構図でございました。そういう有権者の政治への関心度が高くなるであろう自治体については投票率が大幅に上昇しているということから、有権者の政治への関心度合いが投票率に影響している部分というのは多分にあるのではないかと考えていたところでございます。

それから、投票率の高い年代ということで、20代が一番低く、10代、30代、40代の順で低く、実は40代から50代、60代、70代と年代が上がるごとに投票率といったものは上がっております。これは砂川市だけの傾向ではなくて、全国の総務省で行っている抽出調査なのですけれども、この結果を見ますと全く同じ傾向で年代順が砂川市と一致しているという状況でございまして、そのような特徴は砂川市特有のものではなく、全国的な状況なのだろうとも分析をしているところであります。そういった中で、投票率の高い年代の方々に対する投票率向上の取組としての支援といった部分のお話もあったかと思っておりますけれども、移動支援であったり、移動式投票所という部分については投票率の向上という取組の一面もあると思っておりますし、投票機会の確保という側面も強いとは思っておりますけれども、近年様々な要因によりまして、先ほど議員さんがおっしゃったとおり、投票所に行きにくくなった、あるいは投票しづらくなった、こういった高齢者の方の投票機会をいかに確保していくかというのが全国的な課題であると思っております。

このような中、先ほど例として出ましたけれども、一部の選挙管理委員会では有権者の減少などを理由とした投票所の統廃合が進む中山間地等を中心に、投票所への移動支援と

いったものであったり、あるいは巡回型の移動期日前投票所の導入などといったものが自治体によって様々な方法でこの頃導入されてきている状況でございます。道内の市における移動支援の実施状況でございますけれども、期日前の移動式の投票所につきましては令和3年に石狩市が初めて導入をしております。令和4年からは伊達市、令和5年には岩見沢市といった状況でございます、これら3市で導入がされています。これらのいずれの市におきましても、高齢化や人口減によりまして有権者が少なくなったことを理由に投票所を統廃合しているという経過がございます、その代替措置として移動支援等を実施しているのが実情でありまして、この辺については投票所を統廃合する際に地域住民の方々とも協議を重ねて、投票機会の確保の観点から導入をしてお伺いしているところでもあります。ですので、砂川市においても今現在投票所の統廃合といったものはまだ想定はしておりませんが、一部の投票所においては有権者の減少や高齢化といったものが進んでおりまして、現在18投票所あるうち3つの投票所において有権者数が100人に満たないという状況でございます。また、令和8年度からの学校統合も控えておりまして、最終的には学校統合後の投票所の在り方についてもそれらの投票所の……

〔「もういいよ」との声あり〕

統合といった部分も見据えた中でトータルで判断をしていくことになるかと考えております。

○議長 多比良和伸君 小黑弘議員。

○小黑 弘議員 一問一答でやろうよ、長いのだ、答弁が。何で市長を指したかといったら、私はもうこの状況になっているのだから、投票箱を積んで、ワゴン車で行って、投票する人の近くに行ったらどうですかと聞いているわけです。今の事務局長の答弁を引き出したくて聞いていたわけではないのです。政策の話をしたのです。なぜ政策の話かといえれば、国政選挙では国から、こういうワゴン車や何かを使う場合にお金が出るのです。ところが、地方選挙、私たちの市議選みたいなものは全部自分たちで賄ってやらなければいけない。まさに市長の覚悟なのです。先ほど事務局長は何て言うかということ、投票率の高いところは道内で2か所あったと、ここは関心の高い市長選があったから、そんなことをあなたが答えることではないのです。では、うちも関心のある市長選があったらもっと投票率は上がったのですか、無投票だったから、こうだったのですかということになるでしょう。そうではなくて、この現状をよくするためにはどうすればいいのかと私は質問しているわけです。だとすれば、ワゴン車でも持って行って、投票しづらいところが現にあるのだから、そういうことで自分たちでお金を出しても投票率を上げたらどうですかと市長に聞いたわけではないですか。それが何で市長が答えられないことなのかと私は思います。ただ、今さら市長にお答えを求めてもしょうがないので。

それから、今回の投票結果はとてもしらいました。大分遅かったと私は正直思っているのですが、大体ホームページは早いと思うものですから、ホームページを見る

のですよ、なかなか結果が出ないと思いながら。最初は、ホームページの画面には午後9時45分、10時、10時25分に結果が出て、投票速報がありますと画面にあったのです。そうなったら、1回目がまず出るということで、最初は50票か、100票かと思っていたわけです。9時45分になっても全然出てこないのです。それで、うちの人たちもゆうに直接見に行かなかつたら駄目だとなって、ゆうに行ったら、開票会場では午後10時10分に1回目の発表があったそうなのです。ところが、10時10分現在の最初の票がホームページで公表されたのが午後11時12分だったのです。これは先ほど聞いた話、事務局長のと私のが少し違うので、これは間違っているかどうか、ここを確認させてください。

○議長 多比良和伸君 選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長 板垣喬博君 先ほど1回目の答弁でもお答えしましたとおり、1回目の速報につきましては22時10分に会場で速報を発表しておりまして、それから市役所に待機している職員にデータを流して、その上でホームページにアップをするといった更新作業を実施しております。先ほど1回目の答弁でも15分程度のタイムラグがあるとお伝えしましたが、15分後ということですので、普通でいけば10時25分頃にはホームページに掲載がされていて、有権者の方がそこを見にいけば掲載されている、表示されているという状況になっているものと私どもは考えております。先ほど1回目の答弁の中でもお伝えしましたが、そういった状況があるのですが、キャッシュといった言葉を使いましたが、相手方の有権者の方々がスマホなのか、パソコンなのかということでもどのような端末を使っているかということの影響が出てくるかと思えますし、インターネットを見に行く際にどういった設定をしているかということによってもケース・バイ・ケースだと思うのですが、キャッシュが影響していつまでも一番最初に見にいった古い情報を取りにいってしまうということが起きてしまう、こういった現象があるのは事実でありますので、そういった現象が今回影響しているのではないかと考えているところであります。

○議長 多比良和伸君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 では、私の見方が悪くて、10時10分の最初の票がホームページにアップされたのを私は午後11時12分だと思っていたのだけれども、もっと早くに市のホームページではアップされていということなのですね。分かりました。それ以上どうしようもないです。ここは事実をどうしていいか分からないから、ただ私のそばにいた人たちは全員がそうだったので、これは市はホームページにアップするのが何でこんなに遅いのだろうと思っていたのですけれども、そうではなかったということを今は思うしかないのだと思うのですが、今後改善を図っていくというお話があったのですけれども、そうだとすると見る側の問題だったみたいなので、市としてはどういう改善を図っていくとされているのか、もう一度お話をいただけますか。

○議長 多比良和伸君 選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長 板垣喬博君 もしキャッシュと呼ばれる事象が発生した場合は、今ほど言ったようになかなか更新が最新のものにならないという状況がありますので、この場合どうしても修正箇所や変更内容を確認する場合には強制再読み込みという形であったり、キャッシュのクリアといった方法でホームページの表示を最新の状態にすることが必要になりますので、今回開票速報を出した際には一番下に、ページを表示しても情報が更新されない場合はページの再読み込みをしてください。それでも更新されない場合は、キャッシュ一時ファイルをクリアしてからページを再読み込みしてくださいという表示も小さく載せているものですから、この辺をもう少し分かりやすい見やすい表示にしたりですとか、具体的なその方法、こういったものについてもしっかりと周知を図って、このような事象が少しでもなくなるような取組をしていきたいと考えております。

○議長 多比良和伸君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 それでは、不登校の関係にいきます。市内で残念ながら不登校になっている児童生徒の人数をお伺いしたのですけれども、以前、これは令和2年だったと思うのですが、多比良議員が一般質問されているのですけれども、このときの人数は小学校で平均4名、中学校で平均11名というお答えがありました。令和4年の先ほどのお答えでいくと20人程度と増えているという数字になっています。これは残念なことだと思います。みんな子供たちは学校に行きたいと思っていると思うのですけれども、何らかの事情で行けなくなっている子供たちが今20人ほどいるということなのです。ここで伺いしたのは、学校に行きづらい、7日、不登校と呼ばれる前の苦勞している子供たちもまだまだいるのだらうと思うわけですが、一体どこで相談をするのでしょうかということでお話を聞いたら、学校とか公民館とかというお話だったのですが、なぜ砂川市にはどうか、今砂川市には適応指導教室あるいは教育支援センターと呼ばれるところもあるのですけれども、それは今ありますか。

○議長 多比良和伸君 教育委員会指導参事。

○指導参事 堤 雅宏君 教育支援センター、適応指導教室の設置状況ですけれども、砂川市におきまして現在まで適応指導教室は未設置という状況になってございます。

○議長 多比良和伸君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 なぜつからないのですか。

○議長 多比良和伸君 教育委員会指導参事。

○指導参事 堤 雅宏君 現在これまで公民館等でスクールソーシャルワーカーを活用した相談業務を行ってまいりましたが、利用人数が少ないという部分もございまして、どれぐらいのニーズがあるかという把握、また人的な規模等々に調査を要するところから現状設置していなかったと認識しております。

○議長 多比良和伸君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 教育長にお伺いします。令和2年3月議会なのですけれども、先ほど言ったように多比良議員の一般質問に教育長はどう答えたかという、適応指導教室の設置は令和3年度以降の早い時期に検討する。もう一歩進めてお話をすると、それに向けて既に検討を始めていると答弁されました。私は、総務文教委員会でもこの話をしました。教育長、何でもここまで話したのに今現在も設置されていないのですか。

○議長 多比良和伸君 教育長。

○教育長 高橋 豊君 適応指導教室の関係ですが、私が教育長になったのが平成28年4月ということで、もちろんいじめもそうですが、不登校についても状況的にどうなっているのかというのは十分に把握をしていったのですが、当時まだスクールソーシャルワーカーを砂川市には設置をしておりませんでした。ですから、まずは平成29年にスクールソーシャルワーカーというのを設置をさせていただきました。その中で現状を把握しながら、特にどこかで一つの適応指導教室をつくるのがいいのか、たまたま当時は公民館の中に教育委員会の事務局もありましたから、当然そこでご相談も受けていたのです。ですから、別室のところでご相談を受けていましたし、その中で不登校児童生徒がそこに来て相談をする、あるいはそこでスクールソーシャルワーカーと日常のいろいろな会話をすると、こういう事案がなかなか進まなかったと。つまり不登校の児童生徒さんは年々少しずつ増えてきています。これは事実でございます。ただ、その中である程度学校に、例えば放課後以降足を向けるとか、何か好きな授業のときに向かうとか、そこで相談をするとか、スクールソーシャルワーカーが学校に行ってそういう話をする。あるいは、公民館に学校がある時間にその子たちが来て、そこで相談を受けると、これが児童生徒さんの状況、あるいは保護者さんの希望も含めるとなかなかその数字が上がってこなかったというか、そういう状況になっておりましたので、その人数がある程度増えて、人を雇うという状況は十分に平成29年以降も考えながら進んできたのですけれども、ただそこが実態の中ではなかなか進んでこなかったということがありますので、今義務教育学校を令和8年度に開設をするという予定になっていますが、ここは今建設をさせていただきますので、その需要がどれぐらいの方が来られるかというのはありますが、ただ形としてはそこには設置をさせていただくと、もちろん必要があればそこに人員配置もさせていただきたい。今の状況でいきますと、公民館の中でスクールソーシャルワーカーが1名で対応できるような、そういう人数の把握ということをさせていただいていますので、今現在まだその状況に至っていない。つまり適応指導教室として公民館には設置をさせていただいていないという状況でございます。

○議長 多比良和伸君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 教育長、今のお言葉はひどい言葉です。相談件数が達していないから、これをつくる必要はないというお答えですよ、今首を横に振られているけれども。子供の教育は費用対効果ではないでしょう。1人だって2人だって、困っている子供がいたら助

けてあげるのが教育委員会ではないのですか。人を雇うほどの数ではないからとおっしゃったのですよ、今。こんな言い方ありますか。確実に増えていってしまっているではないですか。

何で今適応指導教室という看板が要るかといったら、公民館で何をやっている分からないのです。誰がどこで相談を受けているか、誰にも分からないのです。うちはちょっと困りかかっているなという人は何を見たら分かるのですか。適応指導教室が全て解決するなんて私は思っていません。だけれども、こういう組織が砂川のこの場所にあるということが分かるだけで安心する家庭はあるはずです。いざとなったらあそこへ相談に行ったらいいのだと思える看板をつくらなければ駄目なのです。それをずっと今までやってこなかったです。今度義務教育学校ができれば、それをつくるのです。何ですか、それ。義務教育学校になったら砂川の教育ががらっと変わるのですか。では、そこまで苦勞してきた子供たちをどうするのですか。令和8年になったら教育ががらっと変わるなんてあり得るわけないでしょう。建物は変わります。教育の質がそんな簡単に変わるのなら苦勞しませんよね、指導参事。私は、こういう形から入るということもとても大事だと思います。指導参事はこの辺のことをどうお考えでしょう、お伺いします。

○議長 多比良和伸君 教育委員会指導参事。

○指導参事 堤 雅宏君 不登校の問題につきましては、議員さんがおっしゃいましたように、教育は子供と共に未来へ伴走する営みだと思っております。不登校の学校で行う様々な取組は、取り組んですぐに結果になることも確かにございます。ただ、すぐに結果にならない取組というものもございます。不登校の問題は、その後者に当たるものではないかと私は考えています。私も最前線で多くの児童生徒さん、保護者さんの相談に応じてきた経験があります。残念ながら小学校6年間、中学校3年間の中で学校復帰できなかったというケースも多々ございました。しかし、高等学校に進学後に高校に通うことができるようになった。また、企業に就職することができた。そういうケースもございます。ですので、不登校問題については今日の前の子供たちに周りがどれだけのことをしてあげられるかという視点が何よりも重要だと思いますし、義務教育学校に設置される適応指導教室もそういった観点から運用されるべきものだと思っております。

また、現在学校を中心とした相談業務が多い現状がございますが、学校に個別の相談があった際に、スクールカウンセラーですとかスクールソーシャルワーカーといった相談に乗る人がいるということを紹介したりですとか、また学校だより等で周知するような取組は学校で行われているところですが、こういった方がいることについて子供自身、また保護者の方にしっかり周知していただくという観点から、学校にも引き続き各種便り等で周知に努めるよう働きかけますとともに、教育委員会としてもそういった方がいますと、お困りのときにはここにお問合せいただければという周知に努める方法についても考えてまいりたいと思っております。

○議長 多比良和伸君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 うちの人口とそんなに変わらない芽室町という町が十勝にあります。ここは、不登校支援システムというのをもう既に構築しています。学校ばかりではなくて、町全体でどう取り組んでいくのだろうと、これは不登校の問題だけではないです。子供たちをどれだけ大事にこの町で育てていこうかという姿勢の現れです。義務教育学校が令和8年にできるとすれば、これは最後の最後の勝負です。100億近いお金をかけて新しい校舎を建設する。中身が空っぽだったらどうするのですか。いいものができたら、この学校に行って、砂川に来て住んでも安心できるということと言えるまちになるかもしれないです。私は、ぜひそうなってほしいです。

これまでの義務教育学校や小中一貫教育の計画や何かを見ていると、令和8年になると、先ほども言ったのだけれども、急に教育がよくなるみたいな書き方が多いのです。でも、私はもしかすると、今石中がなくなって砂中になったから小学校5校、中学校1校が今度義務教育学校1校になるのですけれども、こうなったときに不登校やいじめが多くなるかもしれない、学力の格差が広がるかもしれないと心配もしています。それはなぜかという、今市内各地域に1つずつ小学校があります、北から南まで。1クラスの子供たちも少ないです。ですから、先生が目が届くということがあります。この子供たちが令和8年を境に一気に新しい学校に行くことになります。少人数のクラスのほうが慣れている子供たち、適している子供たちもきっといるはずですが、でも、その子供たちは最初は戸惑うだろうと思うのです。

義務教育学校になると何でよくなったかと教育委員会は一生懸命考えると思うのです。これは成績しかないので、実は、学力テストが義務教育学校になったらこんなにアップしましたと言えたら一番いいと思うのです。そんなことはないですよ。でも、そうやって大体比較するのです。となってくると、勉強が好きな子がどんどん学力を伸ばしていきたくないという困るわけです。では、ちょっとついていけない子はどうなるかという、置いてきぼりになってしまうかもしれないではないですか。そんなことを今考えているのだろうかと正直思います。今の不登校の話からしていくとです。

もう一つ心配なのは、教職員の数も文科省の配置基準があるので、今小中学校が6校ですけれども、100人を超える教職員がいます。この先生方、職員の方々が義務教育学校1校になれば50人ちょっとにしかならないのです。これは、人口減少ばかりではなくて、先生方や職員さんたちの数が少なくなれば、それだけ子供たちに対する目配りが少なくなる可能性があると思います。今までも、この中学校が荒れている、少し小学校が落ち着きがないということがよくあったではないですか、今のこの砂川でも。子供たち10人がまとまって悪さをしたら、学校は荒れます。簡単に荒れると思うのです。義務教育学校の中で一度荒れ始めたら、そこから逃れる子供はよそのまちに行くしかなくなりますよね、たった一校しか学校がないのですもの。という心配もあると私は言いたいのです。で

すから、いい学校にしてほしいのです。ですから、教育長、今学校に行けずに困っている子供たちをどう救うか、どうしてあげられるかというのを今この時期教育長が一番大事にしてもらわなかったら、いい義務教育学校ができないと私は心配しています。お答えありますか。

○議長 多比良和伸君 教育長。

○教育長 高橋 豊君 種々ご心配をいただきながら、先ほど私がお答弁をさせていただきました公民館で適応指導教室的なものをスクールソーシャルワーカーが行っていると、これは今現在スクールソーシャルワーカーが月1人か2人のその人数に対応できているという意味でございますので、対応ができないのに人をつけていないということではなくて、今の現状ではスクールソーシャルワーカーが対応させていただいているということでございます。

それから、不登校の関係につきましては、先ほども私お話をしましたけれども、これはいろいろな要素があります。その中で、特に砂川市においては特別支援教育ということで、これは特別支援学級と通級指導教室、それに通常学級の中で特別な支援が必要な児童生徒、これを総括して特別支援教育と言いますけれども、通級指導教室と、それから特別支援学級については、こちらは個別の教育支援計画、それから個別の指導計画。個別の特別支援教育計画というのは学校生活全体のものであります。個別の指導計画というのは、授業メニューでついていたり、ついていけなかったり、そういうことの計画であります。学習指導要領上は、通常の学級の中で通級にも特別支援学級にも通っていないお子さんで特別な支援が必要なお子さんは、この支援計画と指導計画というのは努力義務になっています。これを砂川市においては昨年の4月から全ての学校で義務にさせていただいて、そういう特別な支援が必要な子も通常の学級から拾い上げていくと、こういうものも実際に行っております。これが今6校で行っておりますけれども、実際に8年度に至るまでは、書式も整えておりますけれども、その内容についてはまだ少し段差がございますので、これは8年度までとにかく一緒にしながら、同じような環境の中で義務教育学校に進めていきたいと思っています。その中の一つに、もちろんいじめですとか不登校ですとか、そういうものも特別な支援の中には入っておりますので、包括的にそういうものを順繰り進めさせていただいているということです。

それから、相談する場所というのがありましたが、私自身は、児童生徒あるいは保護者が相談するときには学校が第一義的ということにはなりますが、相談をしやすい場所、これは学校であったり、教育委員会であったりでもよろしいのですが、あとは相談をしやすい人、大人です。これは、担任だったり、部活の先生だったり、あるいは学校の管理職であったり、あるいは教育の職員、指導参事であったり、そういう相談のしやすいところにぜひタッチをしてほしいと、これは各学校に全てお話をさせていただいておりますので、その上においてその子において一番いい方法、それはどうだろうかというのは、教育委員会

内部もちろんですが、校長会の中でもその部分は十分に共有をしながら進めさせていただいておりますので、一人一人の全てのお子さんの状況は確認はさせていただいても、それをどうつなげていくかというのは、これは日々いろいろなところで情報共有をしながら検討させていただきながら、とにかく前に進めさせていただきたいと思います。

それから、もう一点だけお話をさせていただきたいのは、令和8年3月、それと令和8年4月、これで学校教育が劇的に変わることはございません。これは、学校は劇的に変わります。しかし、教育課程で行うものは令和8年3月であっても4月であっても同じように進めさせていただきます。ただ、建物の環境が変わりますので、それに合わせた教育課程を組んだりカリキュラムを組んだりということにはなりますが、それは今日の前にいるお子さんも令和8年3月まで同じように生きる力をつけながら教育課程を進めてまいりたいと、私は基本的にそう考えております。

○議長 多比良和伸君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 最後に一言なのです。でしたら、教育長、自分の言ったことを守りましょう。子供に言う言葉ではないですか、これ。先ほども言った令和2年3月議会で教育長は、令和3年度以降の早い時期に適応指導教室の設置を検討する。議会言葉の検討するはしないということの、この検討ですか。今できていませんよね、何で約束を守らないのですか。それでこれからの約束を守れるのですか。

以上で私の質問を終わります。

#### ◎延会宣告

○議長 多比良和伸君 本日はこれで延会します。

延会 午後 3時06分